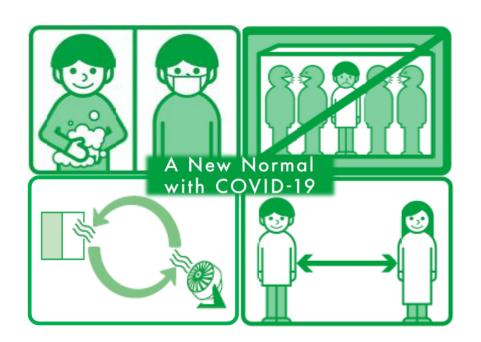
避難所における 感染症対策マニュアル

Ver. 2.1

(風水害編)

※今後、震災編を作成し、マニュアルを統合する。



東久留米市環境安全部防災防犯課 令和2年8月

はじめに

2019年12月、中国湖北省武漢市で確認された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界中を席巻し、世界188の国と地域に感染が拡大し、感染者数約1755万人、内、死者約67.9万人(日本においては3万5836人、内、死者1011人)、感染者数5万人以上の国が43か国にのぼり、1日あたり29万人の感染者が発生しています(8月1日現在)。

この新型コロナウイルス感染症は、重症化のメカニズムが解明されていないばかりか、治療法や治療薬が確立されておらず、ワクチンも未だ研究段階であることから、感染流行の第二波、第三波の襲来が危惧されています。昨年2019年に大被害をもたらした台風15号、19号のように避難所を開設した場合、避難所内が容易に「3密(密閉、密集、密接)」になり、集団感染(クラスター感染)しうることから、避難所における感染症対策が喫緊の課題であり、早急に取組む必要性が求められています。

当市においても、避難所における感染症対策を推進し、避難者及びこれに従事する避難所運営スタッフの健康と安全を守るため、現行の避難所運営マニュアルとは別に感染症対策に特化した「避難所における感染症対策マニュアル」を作成するものです。

環境安全部防災防犯課

令和2年8月

[※]本マニュアルは、国及び都のホームページ、過去の国等の発出資料などから必要箇所を引用、取りまとめを行い作成しました。

[※]本マニュアルは、市の感染症対策等の推進状況にあわせ、今後、必要な修正等を行います。

目次

■新	型コロナウイルス感染症
1	新型コロナウイルス ・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2	感染経路 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3	症状等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4	予防 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
一 100 2	## 5C / - +\ / → ス 同じ シュュ = → → Φ=
■ 班	<u>難所における感染症対策</u>
Phase	eO:避難所開設前における事前(平時)の対策
1	避難所における感染症のリスク ・・・・・・・・・・・ 7
2	分散避難の周知と推進 ・・・・・・・・・・・・ 7
Phas	e 1 :避難所開設(受付)時の感染症対策等
1	避難所運営スタッフの感染防止策 ・・・・・・・・・・・11
2	受付時の感染防止策 ・・・・・・・・・・・・・・・13
3	人権を尊重した対応 ・・・・・・・・・・・・・・・16
Phase	e 2 :避難所内の感染症対策
1	基本的感染防止策の徹底 ・・・・・・・・・・・・・20
2	可能な限り「3つの密」を避ける ・・・・・・・・・・24
3	衛生的な環境の維持管理 ・・・・・・・・・・・・・26
4	その他留意事項等 ・・・・・・・・・・・・・・・35
Phase	e3-1:発熱等の症状がある場合の対応
1	対応の基本 ・・・・・・・・・・・・・・・・・36
2	一定の間隔を置いて離す措置 ・・・・・・・・・・・・44
3	テントによる管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・46
4	避難所閉設後の元の用途への復旧 ・・・・・・・・・・46
Phase	e 3 - 2 : 保健所が把握する新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と自宅療養者の対応
1	保健所の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・48
2	市の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
3	避難者と避難先(まとめ) ・・・・・・・・・・・・50
◆作成	え・修正経過
ver.	r. <u> </u>
ver.	1.1 令和2年9月19日 P.37-38「Phase3、1、(2) 医療機関等の受診」を修正
ver.	2.0 令和2年10月5日 P. 48-50「Phase3-2:保健所が把握する・・・の対応」を追加 2.1 令和2年11月10日 P. 48「Phase3-2、1、③」都の連絡先名称の変更に合わせ修正

■新型コロナウイルス感染症

1 新型コロナウイルス

新型コロナウイルス (SARS-CoV2) はコロナウイルスのひとつ。

コロナウイルスには、一般の風邪の原因となる4種類のコロナウイルス以外に「重症急性呼吸器症候群(SARS)」や2012年以降発生した「中東呼吸器症候群(MERS)」が含まれ、自分自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えるRNAウイルスで、健康な皮膚からは入り込むことができず表面に付着する。物の表面についたウイルスは一定時間が経てば壊れてしまうが、付着した物質の種類によっては24時間~72時間くらい生存するといわれている。

2 感染経路

一般的には<u>飛沫感染</u>、<u>接触感染</u>で感染する。近距離で会話することで感染することもあり、咳やくしゃみなどにより感染することはもちろん、それらの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。

しかし、WHO の新たな報告(7月7日)では、空気中を漂う微粒子「エアロゾル」を介して感染を起こす<u>空気感染</u>について、換気の悪い場所など一定の環境で発生する可能性を排除できないとする見解を示した。

「飛沫感染」: 感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する。(WHO は、一般に、5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ(約3,000個)が飛ぶと報告)

「接触感染」: 握手やキス、ハグなどの接触はもちろんのこと、感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスが付き、他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染する。(WHOは、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大72時間、ボール紙では最大24時間生存すると報告)

「濃厚接触」: 新型コロナウイルスに感染している方と近距離で接触、あるいは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっていることを指し、濃厚接触かどうかを判断する上での重要な要素は、「距離の近さ」と「時間の長さ」である。<u>必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1 m程度以内)で15 分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられる。</u>

3 症状等

- (1) 潜伏期間は、WHOによると1-14日(一般的には約5-6日)である。
- (2) 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ(倦怠感)や強い味覚・嗅覚障害を訴える人が多いことが報告されている。
- (3) 通常の風邪と見分けがつきにくいことが多く、中にはウイルスに感染しても無症状の人もいる。
- (4) 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されている。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。



- (5) 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告(令和2年2月28日公表)では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。(季節性インフルエンザの致死率は0.00016%-0.001%程度)
- (6) 日本における報告(令和2年4月30日公表)では、症例の大部分は20歳以上、重症化の割合は7.7%、致死率は2.5%であり、60歳以上の者及び男性における重症化する割合及び致死率が高いと報告されている。

- (7) 新型コロナウイルス感染症の感染力を調べた台湾の研究では、<u>新型コロナウイルス感染症は、発症前から発症直後の時期に最も感染力が高い。</u>発症 6日目以降は感染力が大きく低下することが示されている。
- (8) 現時点、新型コロナウイルス感染症は未だ不明な点が多い感染症である。

4 予防

<u>感染を予防するためには、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自</u> 粛、「3つの密」を避けること等が重要である。

(1) これまでに国内で感染が確認された方のうち重症・軽症に関わらず約 80% の方は、他の人に感染させていない一方で、一定の条件を満たす場所において、一人の感染者が複数人に感染させた事例が報告されている。

集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に、1.密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、2.密集場所(多くの人が密集している)、3.密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる)という3つの条件のある場では、感染を拡大させるリスクが高い。



(2) 人混みや近距離での会話、特に大きな声を出す、歌う、激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクの可能性があり、多くの場合、ライブハウス、スポーツジム、医療機関、繁華街の接待を伴う飲食店等におけるクラスターでの感染拡大が指摘されている。

(3) 新型コロナウイルス感染症は、一般的な感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症状の者からの感染の可能性がある。

これらの状況を踏まえ、 $\boxed{300}$ の回避、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行をするとともに、人と人との距離をとる(Social distancing; 社会的距離)、マスクを着用する、家の中でも咳エチケットを心がける、さらに家やオフィスの換気を十分にする、十分な睡眠などで自己の健康管理をしっかりすることで、自己のみならず、他人への感染を回避し、他人に感染させないように徹底することが必要である。



■避難所における感染症対策

Phase O: 避難所開設前における事前(平時)の対策

1 避難所における感染症のリスク

ここ数年、台風の巨大化と発生数の増加、突発的かつ局地的に短時間の大雨を降らす集中豪雨の発生などにより避難所を開設する事態が多くなっているが、その時に多くの避難者が一斉に避難所に押し寄せることで「3つの密」の状態を作り出してしまうことになりかねない。

市行政は、市民及び避難所運営スタッフ(初期活動班等)の健康と安全を守り、集団感染の発生防止のための対策を講じるとともに、市民一人一人が感染予防意識の高揚と具体的な感染予防のための行動に取組んでいくことが求められる。

2 分散避難の周知と推進

感染症対策を踏まえたこれからのあるべき避難行動として、必ずしも「避難」=(イコール)「避難所」ではなく、避難所における感染症リスクを考慮して「3つの密」を避け、事前に避難所以外の安全な避難先を検討しておく「分散避難」を基本とした避難行動の考え方を市民に周知、定着させ、実際に行動していくことが重要になる。

(1) 避難とは

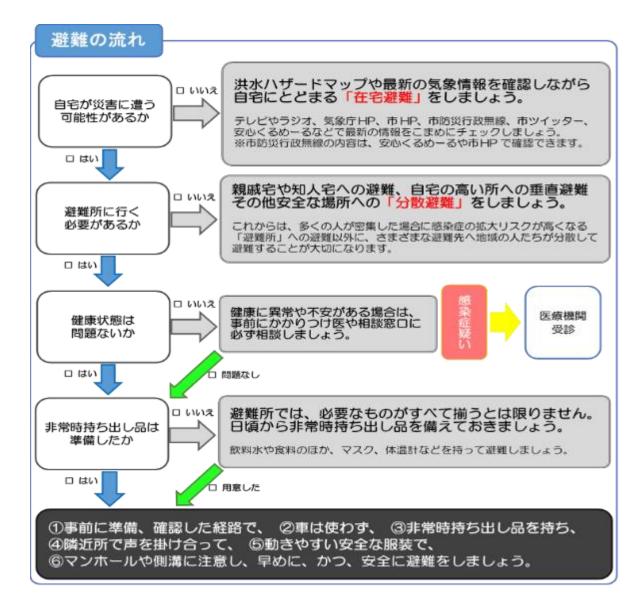
「災難」を「避ける」ことであり、災害を避けて、いま住んでいる場所、滞在している場所から安全な場所へ立ち退くことをいう。逆に言えば、いま居る場所が安全であることが確認できれば、避難することは必ずしも必要ではないということである。

(2) 分散避難の検討要領

- ① まずハザードマップで自宅及び自宅周辺地域にどのような危険があるのか、そして、最寄りの避難所の場所、経路を確認する(自宅から避難所まで行く経路の危険個所、ケガ等のリスクについても確認する。)。
- ② 自宅の方が安全であれば、自宅にとどまる「在宅避難」を。もしくは、自宅内での高いところへの「垂直避難」をする。
- ③ 安全な場所に住んでいる「家族等親せき宅」「友人・知人宅」など頼れる人がいる場合は、自宅以外の安全な避難先として事前に相談をしておく。
- ④ そのほか、浸水のリスクがある地域や山の斜面、倒壊した建物の近くなど の危険な場所でなければ、一時的に車の中で過ごす「車中泊」も選択肢の一 つとなる。

ただし、この場合は、定期的な換気や運動を行うなど注意が必要である。

⑤ 不安があれば、ためらわずに避難所へ早めの避難をする。

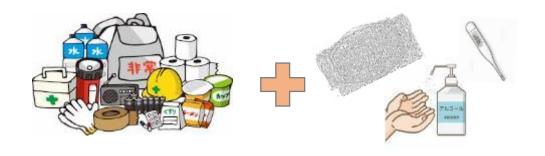


	水害時の開設予定の避難所	<u> </u>	開設情報は、市 HP や安心くるめーるでお知らせします。
1	第一小学校(中央町 6-8-1)	9	南町小学校(南町 3-2-23)
2	第二小学校(新川町 1-14-6)	10	東中学校(上の原 2-1-40)
3	第三小学校(中央町 1-16-1)	11	西中学校(滝山 2-3-23)
4	第五小学校(南沢 4-6-1)	12	南中学校(学園町 2-1-23)
5	第六小学校(金山町 1-17-1)	13	中央中学校(中央町 5-7-65)
6	第七小学校(滝山 7-26-30)	14	自由学園(学園町 1-8-15)
7	小山小学校(小山 5-5-4)	15	クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン(新川町 1-2-14)
8	神宝小学校(神宝町 1-6-7)		

(3) 備蓄と非常持ち出し品

おおむね7日分の水や食料のほかに、日頃服用している薬、生活必需品、 防災用品を備える。(最近では、自宅で利用しているものを少し多めに備え、 災害時に自宅で当面生活できるようにしておく「ローリングストック」が推 奨されている。)

感染症対策としてマスクや手指消毒剤、体温計も準備する。 上履きや靴を入れる袋、ごみ袋も忘れないようにする。



ローリングストックとは

日常生活の中で消費しながら食料備蓄を行うという考え方で、普段から 自宅に少し多めの食材、加工品を買っておき、使ったら使った分だけ新し く買い足していくことで、常に一定量の食料を備蓄しておくことができま す。ローリングストックを取り入れ、食料などを一定量に保ちながら、消 費と購入を繰り返すことで、備蓄品の鮮度を保ち、いざという時にも日常 生活に近い食生活を送ることができる。

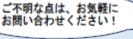


(4) その他留意事項

① 分散避難の検討にあわせ、東京マイ・タイムラインを活用して家族と避 難行動について具体的に話し合っておく。

② 状況にあわせた判断を的確に行うため、台風等が来る前に、事前に気象 情報や行政が出す情報(防災行政無線、市ホームページ、市ツイッター、 安心くるめ一るなどの情報)の収集に努める。

東久留米市防災防犯課 安心くるめーる を登録しましょう!



メール配信サービス内容

平常時 ☆防災訓練や防災啓発情報等の防災情報 ☆振り込め詐欺、不審者情報等の防犯情報

☆避難所開設や避難勧告等の災害関連情報 ☆防災行政無線の放送内容

- ご登録方法 】① 右の QR コードを読み込み、 空メール(タイトル不要)を送信!
- ② 自動返信メールの URL に接続 して、画面に従って入力し登録!



- ③ 「このくらいの体調なら大丈夫だろう。」と安易に避難所へ行ってしまう ことで、他の避難者へ感染させてしまう可能性が全くないとは言えないこ とから、体調不良健康に異常や不安がある場合は、必ず、事前にかかりつ け医や行政の相談窓口に相談する。
 - □ 発熱や咳などの症状が出て不安な場合

東京都電話相談窓口 0570-550571 受付時間 9時~22時(土日祝も対応)

□ 強いだるさや息苦しさがある場合

東京都多摩小平保健所相談窓口 042-450-3111 受付時間 平日: 9時~17時 東京都電話相談窓口 03-5320-4592 受付時間 平日: 17時~翌9時 土日祝: 終日

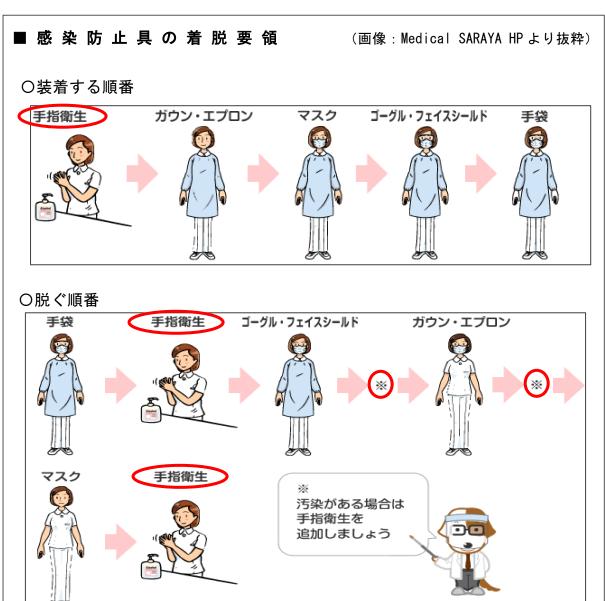
Phase 1:避難所開設(受付)時の感染症対策等

1 避難所運営スタッフの感染防止策

避難所運営スタッフ(初期活動班等)は、避難所を開設し受付業務等にあたる際の感染防止策としてマスク、ゴム手袋、フェイスシールドを着用する。

感染リスクは感染防止具を脱ぐ際にもあり、その着脱要領について正しい知

感染リスクは感染防止具を脱く際にもあり、その者脱安領について正しい知識と技術を習得しておく必要がある。



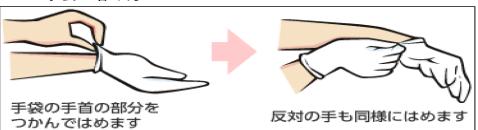
○マスクの着け方



○マスクの外し方



○ゴム手袋の着け方



〇ゴム手袋の外し方



2 受付時の感染防止策

感染予防の第一歩は「できるだけウイルスを持ち込まない!」ことである。

そのためには、避難者に対して、

① 受付前に「手洗い」と「アルコール手指消毒」を行わせ、



② <u>マスクの着用</u>を確認し、

(なければ配布する。)



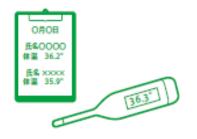
③ 非接触型体温計を用いて<u>検温</u>を行い、発熱の有無を確認する。

(発熱の判断基準:体温には個人差があり「37.5℃以上の 発熱が4日間続く場合」という表記は、「新型コロナウイ ルス感染症についての相談・受診の目安について」(厚生 労働省事務連絡)において5月11日付で見直されている。 (下記参照))



④ 受付手続きとあわせて健康状態の確認をする。

(「避難者カード」に新たに健康状態を自己申告する 欄等を設けた。次頁参照)



(参考)

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」

- ▼息苦しさ (呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある 場合
- ▼重症化しやすい方(高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ▼上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状」が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ず、「強い症状」と思う場合にはすぐに相談を。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様)

避難種別			避難所名:	
在宅避難	避難所		ALTEIN 11 ·	沸力
□自宅 □銀威宅 □友人宅	□一次	□二次	受付No.	区加

避難所名:		入所:	月	日	時	分	受付者
受付No.	滞在 区域	退所:	月	日	時	分	受付者

避難者カード

個人情報の取扱い及び感染症対策の協力へのご承諾について(お願い)

下記事項について、必ずお読みいただき、ご承諾くださいますようお願い申し上げます。

- 1. ご記入いただきます個人情報は、避難所の運営、食料や物資の供給、医療救護、保健衛生、避難行動要支援者等に係る基礎的なデータとして避難者名簿に記載します。(災害対策基本法第90条の3)
- 2. 当避難所において新型コロナウイルス等の感染症が発生した場合、更なる集団感染による感染拡大を防止する観点から、ご記入いただきますご連絡先へ、市職員がご連絡を取らせていただきます。
- 3. ご記入いただきます年齢、性別、関係、世帯数等の情報(氏名は除く。)は、災害の終焉後において、市が行う災害活動の検証及び統計資料作成の基礎データとして活用する場合があります。
- 4. 上記1~3以外での目的外使用及び外部提供は行いません。市の責任で適切に管理します。
- 5. 避難所における感染症対策として、手洗い、手指消毒、咳エチケット、検温の励行及び換気のための窓等開口部の開放について、ご理解とご協力をお願いします。

I	上記1~5の事項について確認し、	承諾しました。	(TILOPIC	し占を入れてください。)
	上のし、この事がについて呼吸で	手品しなした。	(10) の中に、	レボさんにてくたという

下記の太線枠内へ、避難された方の情報のご記入をお願いします。(1世帯ごと記入)

170	ひくとく	463. W	性無じ	1 1/1/1/1/1/			OUNDER	<u> </u>		<u> </u>	
	Ĕ K	りがえ	ъ 2	性別	年齢	ご関係	*	特記事 配慮が必要な		~ ~	避難 亍動要 支援者
1	(世帯主)			男/女	4	本人		口障害 口妊症	産婦 □アレルギー		該/否
	現在の体調	: <u>体温</u>	℃、 <u>息ぐ</u>	るしさやだ	<u>るさ</u> ある	/ない、 <u>咳</u>	・たん症状	ある/ない、	<u>他</u> ()	
2				男/女	4		□要介護	□障害 □妊	産婦 □アレルギー		該/否
	現在の体調	: <u>体温</u>	℃、 <u>息ぐ</u>	るしさやだ	<u>るさ</u> ある	/ない、 <u>咳</u>	・たん症状	ある/ない、	<u>他</u> ()	台
3				男/女	4	-	□要介護	□障害 □妊	産婦 □アレルギー		該/
	現在の体調	: <u>体温</u>	℃、 <u>息ぐ</u>	るしさやだ	<u>るさ</u> ある	/ない、 <u>咳</u>	₹・たん症状	ある/ない、	<u>他</u> ()	否
4				男/女	4	-	□要介護	□障害 □妊	産婦 □アレルギー		該/否
	現在の体調	: <u>体温</u>	℃、 <u>息ぐ</u>	るしさやだ	<u>るさ</u> ある	/ない、 <u>咳</u>	・たん症状	ある/ない、	<u>他</u> ()	台
5				男/女	す		□要介護	□障害 □妊	産婦 □アレルギー		該/
	現在の体調	: <u>体温</u>	℃、 <u>息ぐ</u>	るしさやだ	<u>るさ</u> ある	/ない、 <u>咳</u>	₹・たん症状	ある/ない、	<u>他</u> ()	否
6				男/女	7	7	口要介護	□障害 □妊	産婦 □アレルギー	-	該/
	現在の体調	: <u>体温</u>	℃、 <u>息ぐ</u>	るしさやだ	<u>るさ</u> ある	/ない、 <u>咳</u>	₹ ・ たん症状	ある/ない、	<u>他</u> ()	否
Ü	東 久	図米 区/	市 ′市			(建物	1名称•部屋	番号)	ペットの同行避難	有/ (/無
ご連	絡のとれる	連絡先1				_	問合せに対	対する氏名、	住所の公表	につ	いて
お	電話番号	連絡先2	2				<u></u>	公表する	口公表しな	61	

※ 内容の変更、退所をする場合は、必ず受付に申し出てください。
※ 避難所運営のご支援、ご協力をしていただける方は、お近くの係員までお声がけください。

☆ 避難者健康チェックシート ☆

お名詞

★毎日、定期的にご自身の健康状態をチェックしましょう。★発熱などの風邪症状が出た場合は、避難所係員に申し出てください。★避難所を退所する時に、この用紙を受付へ提出してください。

		(E) /	× (%)	(¥) \	(¥) ∖	(英) /	(‡) \	(H) /
		が は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	φ	動 C	動 の C	動 C	朝 C	動 C
	本	<u>ф</u>	д	₽	<u>اھ</u>	اھ ر	₽	ھ
		ς γ	ر م	ۍ م	ر م	ۍ ک	ک ک	ر م
	1つでも該当があれば「はい」を選択して							
	へんらい。 ①息が荒くなった(厚吸数が多くなった)							
りました	②急に息苦しくなった ③少し暫くと息が上がる	はい・いいえ	はいいいえ	はい・いいえ	はいいいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はいいいえ
	は難の痛みがある							
	⑤横になれない・座らないと息ができない ⑥肩で息をしている・ゼーゼーしている							
におい・味	においや味が感じられない	ないいいえ	はいいいえ	はい・いいえ	はいいいえ	はい・いいえ	ないいいば	はいいいえ
域・たん	咳やたんがひどくなっている	はいいいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	そいいいり	はいいいえ	はいいいえ	はい・いいえ
だるさ	全身のだるさがある	そいいいわ	はい・いいえ	はい・いいえ	そいいいわ	はい・いいえ	そいいいわ	はい・いいえ
吐き筑。哪吐	吐き気や嘔吐が続いている	そいいいわ	はい・いいえ	はい・いいえ	そいいいわ	はいいいえ	そいい・いわ	はい・いいえ
医	下痢が続いている(1日3回以上の下痢)	そいいいお	はいいいえ	はい・いいえ	そいいいわ	はい・いいえ	そいいいわ	はい・いいえ
	O食欲がない、食事が食べられない							
	〇鼻水、鼻づまり、のどの痛みがある							
20 ments	〇頭痛、関節痛や筋肉痛がある	4 2 2 2 4	*******	# 1 T	***************************************	4 2 2 2 4	*******	*******
CONTESTEN	〇一日中気分がすぐれない	71111111	וארוי ניוניל	71111111	71111111	7,1,1,1,1	וארוי רויול	7,1,1,1,10
	〇体にぶしぶし(発物)が出ている							
	〇その他気になる症状()							
	チェック機							
					回収後は、		世帯別避難者カードと併せて保管する	- て保管する。

3 人権を尊重した対応

人々は、新型コロナウイルスの流行というこれまでにない状況に直面し、 日々、強い不安を感じながら生活をしている。

避難所を運営するにあたり、受付時など様々な場面において、感染への不安や恐れから特定の人や地域、職業などに対して偏見や嫌悪感、差別を行わないようにするとともに、お互いを思いやる気持ちを忘れずに人権を尊重した対応をする。



法務省人権擁護局人権イメージキャラクター人 KEN まもる君人 KEN あゆみちゃん

みんなでやろう! 避難所感染防止対策!

手洗い・手指消毒



避難所に入る際、食事前、トイレ後などは必ず手洗い、手指消毒をしましょう!

マスクの着用

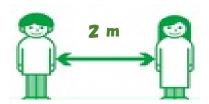


マスクを着用して、飛沫防止飛沫感染しない・させない!

3密「密閉」「密集」「密接」を避ける



密閉にならないよう 換気を実施!



世帯ごとの距離「2m」をとり 密集状態を回避!



間近での会話と発声は× 密接にならないように!

衛生環境の維持管理



ドアノブや手すり、トイレなど共用部分のこまめな消毒!



使った資器材、トイレで 触れた部分の使用後消毒!



身のまわりの整理整頓と 適正な廃棄物(ごみ)処理!

健康状態をチェック



・毎日、朝・夕、定期的に自分で健康状態を チェックしましょう! 体調が悪い場合は・・・

医療機関を受診



・台風が来る前に、避難する前にまず受診! ・避難所での集団感染を防止するため、避難 、後でも受診をお願いする場合があります。」

東久留米市

避難所の感染症対策にご協力をお願いします

~感染を広げないための避難所のルール~

- ☑ 感染予防のため、避難所内は土足厳禁です。室内履きに履き替えましょう。
- ☑ 避難所内では、マスクを着用しましょう。
 - ※マスクを常時着用できない乳幼児などもいますので、ご配慮をお願いします。
- ☑ 避難所に入退室する際は、石けんで手洗い、手指消毒をしましょう。
- ☑ 食事の前やトイレの後は、石けんで手を洗い、手指消毒をしましょう。
- ☑ 毎日、朝と夕に健康状態を自己チェックし、咳や発熱があるなど、 少しでも体調が悪い方は、避難所運営スタッフへお知らせください。 (「健康チェックシート」をご活用ください。)
- ☑ 発熱、咳などの症状がある場合は、避難所内での新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止の観点から、まず、医療機関等への受診をしていただきますようお願いします(受診可能な医療機関情報は、避難所運営スタッフにお尋ねください。)。その後、医師の指導に従い、専用スペースでの生活お願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ☑ 関係者以外は、専用スペースには立ち入らないでください。
- ☑ 感染拡大の防止にご協力をいただいている専用スペースの避難者 への人権にご配慮した行動をお願いします。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

東久留米市

専用スペースで生活されている方へのお願い

- 避難所での感染拡大防止にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。 専用スペースでの生活にあたり、以下の点についてご協力をお願いします。
- ☑ 体調が悪化した場合は、すぐに避難所運営スタッフにお知らせください。
- ☑ 毎日、朝と夕に健康状態の確認をお願いします。 (「健康チェックシート」をご活用ください。)
- ☑ 原則、専用スペース内にとどまってください。
 - ・専用スペースを出る際は、避難所運営スタッフに声をかけ、マスクを着用し、他の避難者とソーシャルディスタンスを確保して、接触を控えるようお願いします。
 - 専用スペースに戻る際は、必ず、石けんで手洗いをして、手指消毒するようお願いします。
- ☑ トイレは、専用トイレ以外は使用しないでください。使用後は、便座やドアノブなどの消毒をお願いします。
- ☑ 専用スペースの清掃、ごみの処理は、各自でお願いいたします。
- ☑ 他の来訪者との面会は、行わないでください。
- ☑ 避難所を退所する場合は、避難所運営スタッフにお声がけください。
- ☑ 避難所のご利用にあたっては、避難所運営スタッフの指示に従うようお願いします。

東久留米市

Phase 2:避難所内の感染症対策

1 基本的感染防止策の徹底

(1) 咳エチケット

飛沫感染を防止し、感染症を他者にうつさせないために、咳・くしゃみを する際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や 鼻をおさえる。基本的には、常にマスクの着用をお願いする。

3つの咳エチケット 電車や職場、学校など 人が集まるところでやろう マスクを着用する ティッシュ・ハンカチで 何もせずに 咳やくしゃみを 袖で口・鼻を覆う

(2) こまめな手洗い

(□・鼻を覆う)

接触感染は、手すりやドアノブ、トイレなど人が触れる箇所で起こりやす いことから、共有部分に触れた場合には、特にハンドソープによる手洗いを 実施するとともに、避難所を出入りする場合もウイルスを持ち込まないよう に同様に実施する。



(3) 基本的感染防止策等の普及啓発

避難所出入口付近や壁体、トイレ、流し場などの複数個所に普及啓発ポス ターを掲示し、感染予防意識の高揚と醸成を図る。

(「手洗い」「咳エチケット」等普及啓発ポスター、次頁参照)

。 咳やくしゃみをする

手でおさえる

■「手洗い(厚生労働省・首相官邸)」普及啓発ポスター

感染症対策へのご協力をおねがいします



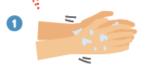
新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、 「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

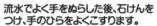
ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。











手の甲をのばすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、 清潔なタオルやベーパータオルで よく拭き取って乾かします。





■「咳エチケット(厚生労働省・首相官邸)」普及啓発ポスター

感染症対策へのご協力をおねがいします



新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、 **「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」**です。

■ ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかも しれません。次のような竣工チケットを心がけましょう。

- ·マスクを着用します。
- ·ティッシュなどで<mark>鼻と口を覆います。</mark>
- ・とっさの時は袖や上着の内側で覆います。
- ·周囲の人からなるべく離れます。







(□·鼻を覆う)

マスクを着用する ティッシュ・ハンカチで □・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

何もせずに 歳やくしゃみをする



咳やくしゃみを 手でおさえる

正しいマスクの着用



確実に獲う



🚹 鼻と口の両方を 🛮 🛮 ゴムひもを 耳にかける



🕙 隙間がないよう 鼻まで覆う







■「感染症対策(厚生労働省・首相官邸)」普及啓発ポスター



🔇 隙間がないよう

鼻まで覆う

厚労省

1 鼻と□の両方を

確実に覆う

2 ゴムひもを

耳にかける

2 可能な限り「3つの密」を避ける

(1) 「密閉」を避ける

窓や扉などの開口部を開放してこまめな換気を行う。

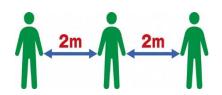
≪換気の方法≫

- ① 天候や気候上、可能な限り常時換気する。
- ② 上記①が困難な場合は、2方向の窓を同時に、30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする。

窓が1つしかない場合は、ドアを開ける。換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用する。

(2) 「密集」「密接」を避ける

- ① 人との距離を可能な限り2m以上とる。
- ② 対面とならないよう配置に注意する。
- ③ 困難な場合は、比較的余裕のある他の避難所への移動も考慮する。



≪食事の際の注意点≫

- ・食事の際は、同じ方向を向く、互い違いに座って食事する。
- ・発熱等の症状のある方や濃厚接触者である疑いのある方への食事の受け渡 しは、直接行わずに各居室前に置いて渡す方法で行う。



(「密閉・密集・密接しない!」普及啓発ポスター、次頁参照)

■『「密閉」「密集」「密接」しない! (厚生労働省・首相官邸)』普及啓発ポスター



3 衛生的な環境の維持管理

(1) 施設内の消毒の実施

- ① 手すりやドアノブ、トイレなど人が触れる共有部分は、こまめに消毒を 実施する。
- ② 資器材や器具などを使用した場合は、使用後消毒を行う。
- ③ 床面からウイルスが巻き上がるとの研究報告もあること から、施設内床面やトイレ床面を清潔に保つよう協力を求める。特にトイレの床はウイルスが検出されやすいため、注意が必要である。

(「消毒方法」、普及啓発ポスター等、次頁参照)

≪トイレの消毒、清掃≫

- ・目に見える汚物がある場合は、その都度、消毒、清掃をする。
- ・特に汚物がない場合でも、1日に3回以上の複数回、消毒液を使用して 清掃する。
- ・トイレドアノブ、水洗トイレレバーは、人が触る部分であるので、こ まめに消毒する。
- ・排泄物で汚れた部位は、次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する。
- ・トイレの蓋がある場合は、蓋を閉めて流すよう表示、啓発する。
- ・手洗い場には、トイレ使用後の手洗い、消毒の徹底について表示、啓 発する。



(画像:SARAYA より引用)

④ 消毒実施の記録をとり管理する。

■消毒方法

消 毒 方 法

ここに示す消毒方法は「学校における消毒の方法等について」(文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、令和2年6月4日付事務連絡)に基づくものをまとめたものであり、実際に避難所の消毒を行う際も、これに準じた要領で行うものとする。

1. 日常的な消毒

- 物の表面の消毒には、消毒用エタノールや 0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液 を使用する。
 - * 界面活性剤を含む家庭用洗剤も、新型コロナウイルスへの有効性あり。
 - * 次亜塩素酸水は、次亜塩素酸ナトリウムとは異なるものであり、その有効性は 確認されていない。
 - * 児童生徒には、次亜塩素酸ナトリウムは扱わせない。

2. 感染者が発生した場合の消毒

- 避難者や初期活動班員等の感染が判明した場合には、保健所及び市対策本部と 連携し、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品の消毒を実施 する。
 - * 必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はない。
 - * トイレは、0.1%次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は消毒用エタノールを用いる。
- 消毒できない箇所は、ウイルスの生存期間を考慮した立入禁止措置を考慮する。
 - * ウイルスの生存期間(感染力)は、付着した物の種類によって異なるが 24 時間 ~72時間であり、時間が経てば壊れる。

3. 消毒方法

- 人がよく手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)や共用物は、1 日に1回以上、消毒液を浸した布巾やペーパータオルなどで拭く。
- トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて洗浄する。
- 消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする。
- 換気を十分に行う。

* 消毒用エタノール使用上の注意事項

- ・ 布巾等に含ませて消毒対象を拭き、乾燥させる。
- ・ 揮発性が高く、引火しやすい性質があるので、電気スイッチ等への直接噴霧は故障や火災の原因となる。

* 次亜塩素酸ナトリウム使用上の注意事項

- ・ 必ず手袋を着装する。(ラテックス製ゴム手袋を使用する場合は、ラテックスアレルギーのある人は注意する。)
- ・ 手指消毒用には、使用しない。
- ・ 色落ちしやすい物や腐食のおそれがある金属には、使用しない。
- ・ 非常にアルカリ性が高いことから、薄めた場合でも材質によっては変色や腐食を起こす場合があることから、拭いた後に水拭き、乾燥させる。
- ・希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置きはしな いようにする。
- ・噴霧による使用は、吸ったり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性がある ため行わない。
- ・製品使用上の注意を熟読し、正しく取り扱う。

* 次亜塩素酸水の噴霧について

・ その有効性及び安全性は、明確になっているとは言えず、健康面において様々 な配慮を要する避難者がいることから、使用しない。

* 界面活性剤を含む家庭用洗剤について

- ・ 手指、皮膚には、使用しない。
- スプレーボトルでの噴霧は、行わない。
- ・ 有効とされる界面活性剤(独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)調べ) 有効とされる 7 種 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム(0.1%以上)

アルキルグリコシド(0.1%以上) アルキルアミンオキシド(0.05%以上)

塩化ベンザルコニウム(0.05%以上)

塩化ベンゼトニウム(0.05%以上)

塩化ジアルキルジメチルアンモニウム(0.01%以上)

ポリオキシエチレンアルキルエーテル(0.2%以上)

参考資料「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」(経済産業省・NITE 作成)参照

■「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう (経済産業省・NITE 作成) |

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ▶ アルキルグリコシド
- ▶ アルキルアミンオキシド
- ▶ 塩化ベンザルコニウム
- ▶ 塩化ベンゼトニウム
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル
- ※ 新型コロナウイルスに、0.05~0.2%に希釈した界面活性剤を 20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認し ました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。 https://www.nite.go.jp/information/osirase20200522.html
- ※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、 さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

● 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストを NITEウェブサイトで公開しています(随時更新)





製品のラベルやウェブサイトなどでも、 成分の界面活性剤が確認できます。

※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、 含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと 製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅•家具用合成洗剤

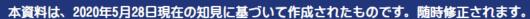
成分 **界面活性剤 (0.2% アルキル** アミンオキシド)、泡調整剤





使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、 用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用 上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。







「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には?

台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する 場合は、製品に記載された使用方 法どおりに使用してください。

(1)洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、 台所用洗剤*を小さじ1杯(5g)入れて軽く 混ぜ合わせる。

(*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。)

(2)対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3)水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。

(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。





安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分(電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、 照明のスイッチ、時計など)を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。 必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面(家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など)や、水がしみこむ場所や材質 (布製カーテン、木、壁など)には使わないでください(シミになるおそれがあります)。

■「身のまわりを清潔にしましょう。(厚生労働省・経済産業省)」普及啓発ポスター

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った 丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、 十分にウイルスを除去できます。 さらにアルコール消毒液を 使用する必要はありません。

手洗い	残存ウイルス	
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後	1 0	約 0.01% (数百個)
流水で 15 秒すすぐ	2回線り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他:感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、 アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に 10分間さらすと消毒ができます。

火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、 拭くと消毒ができます。

ハイター、ブリーチなど。 裏面に作り方を表示しています。

- ・家事用手袋を着用して行ってください。
- ・金属は腐食することがあります。 ・換気をしてください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。





0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。 商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯)
161	キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯)
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
2711	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

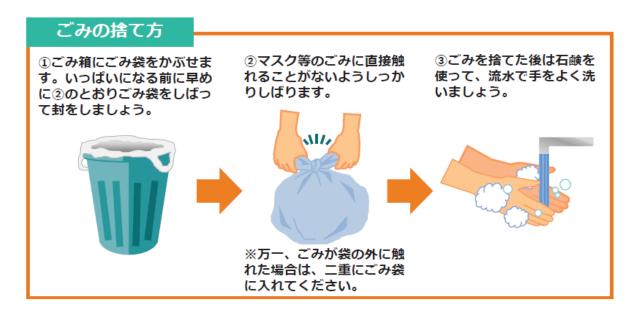
(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1 L に本商品 12mL(商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

- ●使用にあたっては、商品パッケージや HP の説明をご確認ください。 ●上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。 表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

(2) 適切な廃棄物の処理

- ① 使用済みマスク、ティッシュ、使い捨て手袋、発熱等の症状がある避難者 の弁当容器、消毒時に使用した布巾等はごみ袋を2重にし、密閉したうえで 慎重に取り扱い、一般廃棄物として処分する。
- ② 感染性のある上記①廃棄物のごみ袋は、他の一般ごみと識別するため色付きのごみ袋を使用する。
- ③ ごみ処理を扱う際は、直接触れることのないように注意する。掃除用手袋、マスク、眼の保護具、長袖ガウンを着用し、感染防止策を行う。ごみ廃棄後は必ず手洗い、消毒を実施する。



(「避難所でのごみの捨て方について」普及啓発ポスター、次頁参照)

(3) 整理整頓

- ① 避難所が清潔に保たれるよう避難者一人一人が整理整頓を心掛けるよう協力をお願いする。
- ② ごみが散らかることのないようにする。特に、飲食物のごみについては、速やかな片付けをお願いする。

■「避難所でのごみの捨て方について (環境省)」普及啓発ポスター

新型コロナウイルスなどの感染症対策のための

避難所でのごみの捨て方について

― 避難所に避難されている方々へ―

業 ごみが散乱しない ようにしましょう!

世帯ごとに小型のごみ袋にごみをまとめて縛るなど、散乱しないように気をつけましょう。また、マスクなどごみのポイ捨てはやめましょう。



小型のごみ袋で 出す場合は空気を 抜いて出しましょう!

収集運搬作業において ごみ袋を運びやすくし、 収集車での破裂を 防止できます。



ジャング 避難所のごみの分別ルールを 確認しましょう!

資源物の分け方、出し方が 普段と異なる場合などがあります。 弁当容器は、避難所のルールに従って、 容器、残飯、箸などを分別しましょう。 ベットボトルのキャップ、ラベルははずしましょう。

発熱、咳等の症状が出た方のための専用スペースでの使用済みマスク等の捨て方

発熱、咳等の症状が出た方のための専用スペースでは、鼻水等が付着したマスクやティッシュ、 おむつ等のごみを捨てる際は、以下のことに注意が必要です。

●ごみに直接触れることのないよう、 しっかり縛って出しましょう!

ごみは、空気を抜いてから しっかり縛って出しましょう。 万一、ごみが袋の外面に触れた 場合や、袋が破れている場合は、 ごみ袋を二重にしてください。



②ごみを捨てたあとはしっかり手を 洗いましょう! 水を確保できない場合は 手指消毒をしましょう。

石けんを使って、 流水で手を よく洗いましょう。



コロナウイルスに関する詳しい情報は「廃棄物処理における新型コロナウイルス 感染症対策に関するQ&A」のウェブサイトをご覧下さい。▶▶▶▶▶▶▶▶



以上の点に気をつけてごみを出していただくことが、避難所での感染拡大防止につながり、 皆様にとっても、ごみを収集・処理する作業員にとっても、ごみの円滑・安全な収集・処理を行う上で大切な行動です。 皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



4 その他留意事項等

(1) 避難者と市職員の役割

避難所運営は自助、共助であり、避難者同士が相互に助け合い、協働の精神に基づく自主的な避難所の管理・運営を行っていくことが重要である。各避難所には、避難所運営連絡会が設置されており、避難者を中心とした自主的な管理・運営のもとに役割分担を行い、感染防止対策を含めた対応を図っていくことが求められており、市職員は、これを全力で支援していくものとする。

(2) 感染防止対策を踏まえた流れ

避難所設営

- ・避難所となる施設の損害状況等安全確認
- ・避難所内の間取り(受付位置、支援物資位置、感染症疑い者の隔離措置位置等)及び動線の決定、これらに伴う準備
- ・感染症防止対策啓発ポスターの掲示(出入口、受付、手洗い場、トイレ等)
- ・ドアノブ、手すり等の公共使用箇所、受付時使用文具等の消毒及び開口部を開放し換気を実施
- ・危機管理室指令班への報告(初期活動班人員報告、開設報告等)

感染防護措置(マスク・ゴム手袋・フェイスシールドの着用)

受付時における避難者の健康チェック等

- ①入所前の手洗い、手指消毒、マスク着用の徹底について周知し、協力を依頼
- ②非接触型体温計による検温
- ③避難者カードの記入及び健康状態(現在の体調)の確認
- ④避難者受付、避難者滞在区域の記録
- ・適宜、危機管理室指令班への報告(避難者状況、健康状況、その他依頼・調整事項等)

支援物資の配給等

- ・必要により、毛布や非常食等の配給
- ・その他、生活支援における調整、対応
- ・適宜、危機管理室指令班への報告(支援物資状況、生活支援上の問題、その他依頼・調整事項等)

衛生管理等

- ・定期的及び必要な都度、換気及び消毒を実施
- ・適切なごみ対策(医療廃棄物含む)と公衆衛生の確保

翌朝等の避難所施設状況・健康チェック等

- ・一晩経ち、避難所施設の損害状況や安全状況について再確認
- ・避難生活者の健康状態に変化がないか確認
- ・危機管理室指令班への報告(避難所施設状況、避難者状況、必要により医療救護班の依頼、その他依頼・調整事項等)

Phase 3-1:発熱等の症状がある場合の対応

1 対応の基本

先述のとおり、感染予防の第一歩は「できるだけウイ ルスを持ち込まない」ことにあり、発熱等の何らかの症 状がある場合は、まず、可能な限り早期に医療機関を受 診してもらうことが優先される。



避難所内の感染症拡大リスクを減らすには「空間を分ける」ことが安全度の 高い有効な手段である。発熱等の何らかの症状がみられる避難者が発生した場 合は、集団感染拡大防止の観点から、他の避難者と一定の間隔を置いて離す措 置を講ずるとともに、早期に医療機関を受診してもらう。



(1) 医療機関受診の対象症状

- ① 発熱症状
- ② 息苦しさやだるさ
- ③ 咳・たん
- ④ におい・味の異常
- ⑤ 吐き気、嘔吐、下痢 ⑥ 頭痛、関節痛、筋肉痛
- ⑦ その他症状

(避難者カードの現在の体調申告欄で症状が「ある」場合、14頁参照)

1	(世帯主)	男/:	女	本人	□要介護 □障害 □妊産婦 □アレルド-
	現在の体調: 体温	°C、 <u>息ぐるしさ</u>	<u> かだるさ</u> ある	/ない、 <u>咳・</u> /	<u>こん症状</u> ある/ない、 <u>他</u> ()

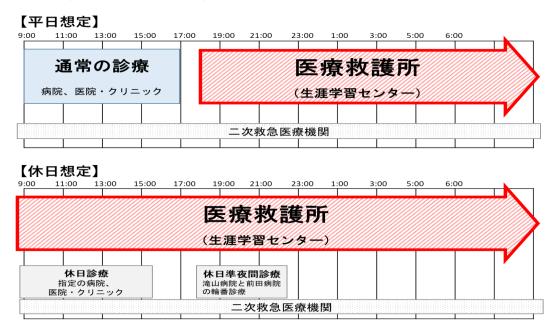
(健康チェックシートの症状項目に該当し「はい」がある場合、15頁参照)

息苦しさ	1つでも該当があれば「はい」を選択して ください。 ①息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ②急に患苦しくなった ③少し動くと患が上がる ④胸の痛みがある ⑤横になれない・座らないと患ができない ⑥肩で患をしている・ゼーゼーしている	はい・いいえ
におい・味	においや味が感じられない	はい-いいえ
咳・たん	咳やたんがひどくなっている	はい-いいえ
だるさ	全身のだるさがある	はい-いいえ
吐き気、嘔吐	吐き気や嘔吐が続いている	はい-いいえ
下痢	下痢が続いている(1日3回以上の下痢)	はい-いいえ
その他症状	○食欲がない、食事が食べられない○鼻水、鼻づまり、のどの痛みがある○頭痛、関節痛や筋肉痛がある○一日中気分がすぐれない○体にぶつぶつ(発疹)が出ている○その他気になる症状()	はい・いいえ

(2) 医療機関等の受診

① 医療救護所を開設している場合

大型の台風が直撃し甚大な被害が起きる可能性が想定され、避難所が開設される場合において、市では生涯学習センターに医療救護所を開設する予定であり、発熱者等の感染症の疑いのある人は、できるだけ早期に医療救護所(生涯学習センター)を受診してもらう。



② 医療救護所を開設していない場合

医療救護所を開設していない場合は、平時と同様にその時間帯に受診可能な医療機関を受診してもらう。

「※ 受診可能な医療機関とは 病院、医院・クリニック、休日・夜間診療、二次救急医療機 関を含め、その時間帯によって受診可能な医療機関をいう。

③ 受診後の流れ

医療機関で医師のトリアージ及び診療を受けた後、医師の指示に基づいた対応をとる。

- ア 医療救護所(生涯学習センター)を受診した場合は、そのまま医療救護所にて医師の経過観察のもと避難する。
- イ 通常診療時間帯に病院、医院・クリニックを受診して入院を要しない場合は、避難所へ戻らずに医療救護所(生涯学習センター)へ移動し、避難する。

(「発熱等の症状がある場合の流れ」、次頁参照)

■発熱等の症状がある場合の流れ

発熱等の症状あり(事案発生)



避難所における感染拡大防止策についての説示

可能な限り早く医療救護所又は医療機関への受診を促すとともに、他の避難者と一定の間隔を離す措置等につ いて説示し、理解と協力を得る。(「医療機関受診の説示記録票」を活用)

承諾▼

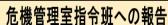
┛不 承 諾

医療救護所 又は 受診可能な医療機関 を受診

- ○医療救護所の 開設あり→医療救護所(生涯学習センター)
- ○医療救護所の 開設なし→受診可能な医療機関

「医療機関受診の説明記録票」への署名

医療機関への受診の承諾が得られない場合は署 名をお願いし、記録を残しておく。





発生状況等を報告し、必要な指示を受ける。

医師による経過観察、転院、入院等の措置

入院を要しない場合は避難所へ戻らずに、

- ○医療救護所受診者→そのまま医療救護所で経過観察、避難
- ○受診可能な医療機関受診者→医療救護所へ移動、経過観察、避難

他の避難者と一定の間隔を置いて離す措置

避難所内の教室、テント等を活用し、他の避 難者と空間を分けて対応

使用後の消毒の実施

対策本部と連携を密にし、必要な箇所、物の消毒を実施する。

*発熱等症状とは、

- ▽息苦しさや強いだるさと、高熱などの症状がある
- □ ▽高齢者や基礎疾患がある重症化しやすい人で発熱 や咳といった比較的軽いかぜの症状がある場合

※特記事項

・暴風雨等の悪天候に伴い医療救護所または受診可能な医療機関への受診が困難な場 合は、一時的な対応として「他の避難者と一定の間隔を置いて離す措置」をとる。 天候等の状況が改善した時点で受診してもらうように対応する。

④ 留意事項

ア 発熱等の症状がある避難者が発生した場合は、避難所における集団感染 (クラスター感染) 拡大防止の観点から医療救護所又は受診可能な医療機関を受診するよう理解と協力を得られるよう説示を行う。(「医療機関受診の説明記録票」を活用。42 頁参照)

ただし、暴風雨等の悪天候に伴い受診することが困難な状況の場合は、一時的な対応として他の避難者と一定の間隔を置いて離す措置を講ずるものとし、悪天候等の状況が改善した後に受診するよう促す。

- イ 受診可能な医療機関の情報にあっては、市危機管理室指令班と連携を 図り情報収集を行うとともに、様式「(避難者用)医療機関等情報」(40-41 頁参照)を活用して受診予定者に説明する。
- ウ 医療救護所又は受診可能な医療機関への交通手段は、受診予定者各個人で対応するものとする。交通手段を有しない場合は、様式「(避難者用)医療機関等情報」のその他参考情報に示す「東京民間救急コールセンター」を案内する。(有料)
- エ 発熱等の症状のある者の容態が、意識がない又はもうろうとしている、突然倒れた、呼吸が苦しそう、ふらふらとして歩けないなどの症状であった場合は、迷わずに 119 番通報して救急車を要請する。
- オ 医療救護所又は受診可能な医療機関の受診について説示した際に、傷病者本人又は関係者から承諾が得られない場合は「医療機関受診の説明記録票」にその旨を記録し、傷病者本人又は関係者からの署名をもらい、記録するものとする。なお、署名については強制するものではなく、記入の同意が得られた場合とする。(42 頁参照)
- カ 傷病者の発生等特別な事情が発生した場合は、危機管理室指令班へ報告し、必要な指示や支援を受けるなど連携を密に図る。



医療機関等情報

月 日 時 分 現在

□ ご案内する医療機関(※電話をして、受診できるか確認をしてから向かってください。)

	医療機関名	所在	電話番号	種別
1				□通常診療 □休日·夜間診療 □二次救急医療
2				□通常診療 □休日·夜間診療 □二次救急医療
3				□通常診療 □休日·夜間診療 □二次救急医療

□ 医療救護所等の開設状況

当市では、東久留米市医師会等と連携し、災害時の医療救護活動についての協定に基づき、医療救護所等を設置します。現在の開設状況は、以下のとおりです。

開設状況	設置場所	所 在					
【緊急医療	【緊急医療救護所】						
	滝山病院の敷地内	滝山 4-1-18					
	前田病院の敷地内 中央町 5-13-3						
	アルテミスウイメンズホスピタルの敷地内	中央町 1-1-20					
【医療救護	護所】						
	東京ドームスポーツセンター東久留米	大門町-14-37					
	久留米中学校	幸町 5-9-11					
	生涯学習センター	中央町 2-6-23					
	わくわく健康プラザ	滝山 4-3-14					

※開設中「〇」で表記

□ その他参考情報

「受診できる病院を知りたい」	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」
医療機関情報の案内	□ 203-5272-0303
「これって、救急車?」	東京消防庁救急相談センター
救急相談	2 # 7 1 1 9 又は 2 042-521-2323
新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口	多摩小平保健所
利空コロノブイルへ念未征に係る伯談心口	2 □ 042-450-3111
子供の健康・育児相談小児救急相談	子供の健康相談室
」	② # 8000 又は ② 03-5285-8898
緊急性の低い通院、受診、入退院	東京民間救急コールセンター
民間救急(寝台・車椅子)やサポートタクシーの要請	2 0570-039-099

医療機関情報【東久留米市医師会 病院・医院】

下子地域 東久留米団地診療所		== .		
2 二木皮膚科医院 金山町 2-19-8 473-2040 3 武田クリニック 大門町 1-1-24 477-5856 4 松岡レディスクリニック 東本町 1-3 479-5656 5 細井医院 東本町 4-3 471-0130 6 初谷整形外科クリニック 東本町 5-1 473-5596 7 おかの内科クリニック 東本町 6-15 477-0055 8 大野眼科 東本町 8-9 477-5678 9 石橋クリニック 東本町 8-9 477-5566 10 福山内科クリニック 新川町 1-9-22 470-9177 11 いくせ医院 新川町 1-4-18 476-4320 12 うめつ眼科 新川町 1-4-18 476-4320 13 東久留米クリニック 学園町 1-14-32 421-2121 15 ひばりヶ丘診療所 学園町 2-11-14 421-0973 16 清水胃腸科内科 本町 1-1-11 472-8709 17 ひがしくるめ在宅クリニック 本町 1-2-22 449-4492 18 英世会第二画像診断ウリニック 本町 1-3-6 2F 471-5051 20 たかはしクリニック 本町 1-3-6 2F 471-5051 20 たかはしクリニック 本町 3-1-1 475-0610 21 東久留米N整形外科クリニック 本町 3-1-2 475-8855 24 大塚小児科アレルギ-科クリニック 本町 3-1-23 479-7300 25 水野胃腸クリニック 本町 3-8-19 420-6527 26 冨士見通り診療所 本町 3-3-23 471-2291 27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661		医療機関名	所在地	電話番号
武田クリニック 大門町 1-1-24 477-5856 4 松岡レディスクリニック 東本町 1-3 479-5656 1 根井医院 東本町 5-1 473-5596 7 おかの内科クリニック 東本町 6-15 477-0055 8 大野眼科 東本町 8-9 477-5678 9 石橋クリニック 東本町 8-9 477-5666 10 福山内科クリニック 新川町 1-9-22 470-9177 11 いくせ医院 新川町 1-4-18 476-4320 12 うめつ眼科 新川町 1-4-18 476-4320 13 東久留米クリニック 新川町 2-2-22 477-0071 14 高月内科クリニック 学園町 2-11-14 421-0973 16 清水胃腸科内科 本町 1-1-11 472-8709 17 ひがしくるめ在宅クリニック 本町 1-2-22 449-4492 18 英世会第二画像診断クリニック 本町 1-3-6 2F 471-5051 20 たかはしクリニック 本町 1-3-6 2F 471-5051 20 たかはしクリニック 本町 3-1-1 475-0610 21 東久留米N整形外科クリニック 本町 3-1-2 475-0815 22 古谷消化器科内科 本町 3-1-2 475-8855 475-8855 大塚小児科アレルギ-科クリニック 本町 3-1-23 479-7300 25 水野胃腸クリニック 本町 3-8-19 420-6527 26 冨士見通り診療所 本町 3-3-23 471-2291 27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661	1	東久留米団地診療所	上の原 1-4-11	471-2628
## 日本町 1-3	2	二木皮膚科医院	金山町 2-19-8	473-2040
5 細井医院 東本町 4-3 471-0130 6 初谷整形外科クリニック 東本町 5-1 473-5596 7 おかの内科クリニック 東本町 6-15 477-0055 8 大野眼科 東本町 8-9 477-5678 9 石橋クリニック 東本町 8-9 477-5566 10 福山内科クリニック 新川町 1-9-22 470-9177 11 いくせ医院 新川町 1-4-18 476-4320 12 うめつ眼科 新川町 1-4-18 476-4320 13 東久留米クリニック 労園町 1-14-32 421-2121 15 ひばりヶ丘診療所 学園町 2-11-14 421-0973 16 清水胃腸科内科 本町 1-1-11 472-8709 17 ひがしくるめ在宅クリニック 本町 1-2-22 449-4492 18 英世会第二画像診断クリニック 本町 1-16-37 420-9788 19 東久留米駅前クリニック 本町 1-3-6 2F 471-5051 20 たかはしクリニック 本町 3-1-1 475-0610 21 東久留米N整形外科クリニック 本町 3-1-23 475-8855 24 大塚小児科アルルギ・科がリニック 本町 3-1-23 475-8855 24 大塚小児科アルルギ・科がリニック 本町 3-8-19 420-6527 26	3	武田クリニック	大門町 1-1-24	477-5856
6 初谷整形外科クリニック 東本町 5-1 473-5596 7 おかの内科クリニック 東本町 6-15 477-0055 8 大野眼科 東本町 8-9 477-5678 9 石橋クリニック 東本町 8-9 477-5566 10 福山内科クリニック 新川町 1-9-22 470-9177 11 いくせ医院 新川町 1-4-18 471-2304 12 うめつ眼科 新川町 1-4-18 476-4320 13 東久留米クリニック 学園町 1-14-32 421-2121 15 ひばりヶ丘診療所 学園町 2-11-14 421-0973 16 清水胃腸科内科 本町 1-1-11 472-8709 17 ひがしくるめ在宅クリニック 本町 1-2-22 449-4492 18 英世会第二画像診断ウリニック 本町 1-3-6 2F 471-5051 20 たかはしクリニック 本町 2-3-4 479-1800 21 東久留米N整形外科クリニック 本町 3-1-1 475-0610 22 古谷消化器科内科 本町 3-1-23 475-8855 24 大塚小児科アレルギ-科クリニック 本町 3-1-23 479-7300 25 水野胃腸クリニック 本町 3-8-19 420-6527 26 富士見通り診療所 本町 3-3-23 471-2291 27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661	4	松岡レディスクリニック	東本町 1-3	479-5656
7 おかの内科クリニック 東本町 6-15 477-0055 8 大野眼科 東本町 8-9 477-5678 9 石橋クリニック 東本町 8-9 477-5566 10 福山内科クリニック 新川町 1-9-22 470-9177 11 いくせ医院 新川町 1-4-18 476-4320 12 うめつ眼科 新川町 1-4-18 476-4320 13 東久留米クリニック	5	細井医院	東本町 4-3	471-0130
8 大野眼科 東本町 8-9 477-5678 9 石橋クリニック 東本町 8-9 477-5666 10 福山内科クリニック 新川町 1-9-22 470-9177 11 いくせ医院 新川町 1-4-18 471-2304 12 うめつ眼科 新川町 1-4-18 476-4320 13 東久留米クリニック 新川町 2-2-22 477-0071 14 高月内科クリニック 学園町 1-14-32 421-2121 15 ひばりヶ丘診療所 学園町 2-11-14 421-0973 16 清水胃腸科内科 本町 1-1-11 472-8709 17 ひがしくるめ在宅クリニック 本町 1-2-22 449-4492 18 英世会第二画像診断クリニック 本町 1-3-6 2F 471-5051 20 たかはしクリニック 本町 1-3-6 2F 471-5051 20 たかはしクリニック 本町 2-3-4 479-1800 21 東久留米駅前クリニック 本町 3-1-1 475-0610 22 古谷消化器科内科 本町 3-1-23 476-4100 23 あさひ皮フ科クリニック 本町 3-1-23 479-7300 25 水野胃腸クリニック 本町 3-8-19 420-6527 26 富士見通り診療所 本町 3-3-23 471-2291 27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661	6	初谷整形外科クリニック	東本町 5-1	473-5596
9 石橋クリニック 東本町 8-9 477-5566 10 福山内科クリニック 新川町 1-9-22 470-9177 11 いくせ医院 新川町 1-4-18 471-2304 12 うめつ眼科 新川町 1-4-18 476-4320 13 東久留米クリニック 新川町 2-2-22 477-0071 14 高月内科クリニック 学園町 1-14-32 421-2121 15 ひばりヶ丘診療所 学園町 2-11-14 421-0973 16 清水胃腸科内科 本町 1-1-11 472-8709 17 ひがしくるめ在宅クリニック 本町 1-2-22 449-4492 18 英世会第二画像診断クリニック 本町 1-3-6 2F 471-5051 20 たかはしクリニック 本町 2-3-4 479-1800 21 東久留米駅前クリニック 本町 3-1-1 475-0610 22 古谷消化器科内科 本町 3-1-23 475-8855 24 大塚小児科アレルギー科クリニック 本町 3-1-23 479-7300 25 水野胃腸クリニック 本町 3-8-19 420-6527 26 富士見通り診療所 本町 3-3-23 471-2291 27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661	7	おかの内科クリニック	東本町 6-15	477-0055
10 福山内科クリニック 新川町 1-9-22 470-9177 11 いくせ医院 新川町 1-4-18 471-2304 12 うめつ眼科 新川町 1-4-18 476-4320 13 東久留米クリニック 新川町 2-2-22 477-0071 14 高月内科クリニック 学園町 1-14-32 421-2121 15 ひばりヶ丘診療所 学園町 2-11-14 421-0973 16 清水胃腸科内科 本町 1-1-11 472-8709 17 ひがしくるめ在宅クリニック 本町 1-2-22 449-4492 18 英世会第二画像診断クリニック 本町 1-16-37 420-9788 19 東久留米駅前クリニック 本町 1-3-6 2F 471-5051 20 たかはしクリニック 本町 2-3-4 479-1800 21 東久留米N整形外科クリニック 本町 3-1-1 475-0610 22 古谷消化器科内科 本町 3-1-9 476-4100 23 あさひ皮フ科クリニック 本町 3-1-23 475-8855 24 大塚小児科アレルギー科クリニック 本町 3-1-23 479-7300 25 水野胃腸クリニック 本町 3-8-19 420-6527 26 富士見通り診療所 本町 3-3-23 471-2291 27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661	8	大野眼科	東本町 8-9	477-5678
11	9	石橋クリニック	東本町 8-9	477-5566
12 うめつ眼科 新川町 1-4-18 476-4320 13 東久留米クリニック 新川町 2-2-22 477-0071 14 高月内科クリニック 学園町 1-14-32 421-2121 15 ひばりヶ丘診療所 学園町 2-11-14 421-0973 16 清水胃腸科内科 本町 1-1-11 472-8709 17 ひがしくるめ在宅クリニック 本町 1-2-22 449-4492 18 英世会第二画像診断りリニック 本町 1-16-37 420-9788 19 東久留米駅前クリニック 本町 1-3-6 2F 471-5051 20 たかはしクリニック 本町 2-3-4 479-1800 21 東久留米N整形外科クリニック 本町 3-1-1 475-0610 22 古谷消化器科内科 本町 3-1-9 476-4100 23 あさひ皮フ科クリニック 本町 3-1-23 475-8855 24 大塚小児科アレルギ・ー科クリニック 本町 3-1-23 479-7300 25 水野胃腸クリニック 本町 3-8-19 420-6527 26 冨士見通り診療所 本町 3-3-23 471-2291 27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661	10	福山内科クリニック	新川町 1-9-22	470-9177
13 東久留米クリニック 新川町 2-2-22 477-0071 14 高月内科クリニック 学園町 1-14-32 421-2121 15 ひばりヶ丘診療所 学園町 2-11-14 421-0973 16 清水胃腸科内科 本町 1-1-11 472-8709 17 ひがしくるめ在宅クリニック 本町 1-2-22 449-4492 18 英世会第二画像診断クリニック 本町 1-16-37 420-9788 19 東久留米駅前クリニック 本町 1-3-6 2F 471-5051 20 たかはしクリニック 本町 2-3-4 479-1800 21 東久留米N整形外科クリニック 本町 3-1-1 475-0610 22 古谷消化器科内科 本町 3-1-9 476-4100 23 あさひ皮フ科クリニック 本町 3-1-23 475-8855 24 大塚小児科アレルギー科クリニック 本町 3-1-23 479-7300 25 水野胃腸クリニック 本町 3-8-19 420-6527 26 富士見通り診療所 本町 3-3-23 471-2291 27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661	11	いくせ医院	新川町 1-4-18	471-2304
14 高月内科クリニック 学園町 1-14-32 421-2121 15 ひばりヶ丘診療所 学園町 2-11-14 421-0973 16 清水胃腸科内科 本町 1-1-11 472-8709 17 ひがしくるめ在宅クリニック 本町 1-2-22 449-4492 18 英世会第二画像診断りリニック 本町 1-16-37 420-9788 19 東久留米駅前クリニック 本町 1-3-6 2F 471-5051 20 たかはしクリニック 本町 2-3-4 479-1800 21 東久留米N整形外科クリニック 本町 3-1-1 475-0610 22 古谷消化器科内科 本町 3-1-9 476-4100 23 あさひ皮フ科クリニック 本町 3-1-23 475-8855 24 大塚小児科アレルギー科クリニック 本町 3-1-23 479-7300 25 水野胃腸クリニック 本町 3-8-19 420-6527 26 富士見通り診療所 本町 3-3-23 471-2291 27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661	12	うめつ眼科	新川町 1-4-18	476-4320
15 ひばりヶ丘診療所 学園町 2-11-14 421-0973 16 清水胃腸科内科 本町 1-1-11 472-8709 17 ひがしくるめ在宅クリニック 本町 1-2-22 449-4492 449-4492 本町 1-16-37 420-9788 19 東久留米駅前クリニック 本町 1-3-6 2F 471-5051 20 たかはしクリニック 本町 2-3-4 479-1800 21 東久留米N整形外科クリニック 本町 3-1-1 475-0610 22 古谷消化器科内科 本町 3-1-9 476-4100 23 あさひ皮フ科クリニック 本町 3-1-23 475-8855 24 大塚小児科アレルギー科クリニック 本町 3-1-23 479-7300 25 水野胃腸クリニック 本町 3-8-19 420-6527 26 富士見通り診療所 本町 3-3-23 471-2291 27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661	13	東久留米クリニック	新川町 2-2-22	477-0071
16 清水胃腸科内科 本町 1-1-11 472-8709 17 ひがしくるめ在宅クリニック 本町 1-2-22 449-4492 18 英世会第二画像診断クリニック 本町 1-16-37 420-9788 19 東久留米駅前クリニック 本町 1-3-6 2F 471-5051 20 たかはしクリニック 本町 2-3-4 479-1800 21 東久留米N整形外科クリニック 本町 3-1-1 475-0610 22 古谷消化器科内科 本町 3-1-9 476-4100 23 あさひ皮フ科クリニック 本町 3-1-23 475-8855 24 大塚小児科アレルギー科クリニック 本町 3-1-23 479-7300 25 水野胃腸クリニック 本町 3-8-19 420-6527 26 富士見通り診療所 本町 3-3-23 471-2291 27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661	14	高月内科クリニック	学園町 1-14-32	421-2121
17 ひがしくるめ在宅クリニック 本町 1-2-22 449-4492 18 英世会第二画像診断クリニック 本町 1-16-37 420-9788 19 東久留米駅前クリニック 本町 1-3-6 2F 471-5051 20 たかはしクリニック 本町 2-3-4 479-1800 21 東久留米N整形外科クリニック 本町 3-1-1 475-0610 22 古谷消化器科内科 本町 3-1-9 476-4100 23 あさひ皮フ科クリニック 本町 3-1-23 475-8855 24 大塚小児科アレルギー科クリニック 本町 3-1-23 479-7300 25 水野胃腸クリニック 本町 3-8-19 420-6527 26 富士見通り診療所 本町 3-3-23 471-2291 27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661	15	ひばりヶ丘診療所	学園町 2-11-14	421-0973
18 英世会第二画像診断クリニック 本町 1-16-37 420-9788 19 東久留米駅前クリニック 本町 1-3-6 2F 471-5051 20 たかはしクリニック 本町 2-3-4 479-1800 21 東久留米N整形外科クリニック 本町 3-1-1 475-0610 22 古谷消化器科内科 本町 3-1-9 476-4100 23 あさひ皮フ科クリニック 本町 3-1-23 475-8855 24 大塚小児科アレルギー科クリニック 本町 3-1-23 479-7300 25 水野胃腸クリニック 本町 3-8-19 420-6527 26 富士見通り診療所 本町 3-3-23 471-2291 27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661	16	清水胃腸科内科	本町 1-1-11	472-8709
19 東久留米駅前クリニック 本町 1-3-6 2F 471-5051 20 たかはしクリニック 本町 2-3-4 479-1800 21 東久留米N整形外科クリニック 本町 3-1-1 475-0610 22 古谷消化器科内科 本町 3-1-9 476-4100 23 あさひ皮フ科クリニック 本町 3-1-23 475-8855 24 大塚小児科アレルギー科クリニック 本町 3-1-23 479-7300 25 水野胃腸クリニック 本町 3-8-19 420-6527 26 富士見通り診療所 本町 3-3-23 471-2291 27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661	17	ひがしくるめ在宅クリニック	本町 1-2-22	449-4492
20 たかはしクリニック 本町 2-3-4 479-1800 21 東久留米N整形外科クリニック 本町 3-1-1 475-0610 22 古谷消化器科内科 本町 3-1-9 476-4100 23 あさひ皮フ科クリニック 本町 3-1-23 475-8855 24 大塚小児科アレルギー科クリニック 本町 3-1-23 479-7300 25 水野胃腸クリニック 本町 3-8-19 420-6527 26 富士見通り診療所 本町 3-3-23 471-2291 27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661	18	英世会第二画像診断クリニック	本町 1-16-37	420-9788
21 東久留米N整形外科クリニック 本町 3-1-1 475-0610 22 古谷消化器科内科 本町 3-1-9 476-4100 23 あさひ皮フ科クリニック 本町 3-1-23 475-8855 24 大塚小児科アレルギー科クリニック 本町 3-1-23 479-7300 25 水野胃腸クリニック 本町 3-8-19 420-6527 26 富士見通り診療所 本町 3-3-23 471-2291 27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661	19	東久留米駅前クリニック	本町 1-3-6 2F	471-5051
22 古谷消化器科内科 本町 3-1-9 476-4100 23 あさひ皮フ科クリニック 本町 3-1-23 475-8855 24 大塚小児科アレルギー科クリニック 本町 3-1-23 479-7300 25 水野胃腸クリニック 本町 3-8-19 420-6527 26 富士見通り診療所 本町 3-3-23 471-2291 27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661	20	たかはしクリニック	本町 2-3-4	479-1800
23 あさひ皮フ科クリニック 本町 3-1-23 475-8855 24 大塚小児科アレルギ-科ウリニック 本町 3-1-23 479-7300 25 水野胃腸クリニック 本町 3-8-19 420-6527 26 富士見通り診療所 本町 3-3-23 471-2291 27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661	21	東久留米N整形外科クリニック	本町 3-1-1	475-0610
24 大塚小児科アレルギー科クリニック 本町 3-1-23 479-7300 25 水野胃腸クリニック 本町 3-8-19 420-6527 26 富士見通り診療所 本町 3-3-23 471-2291 27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661	22	古谷消化器科内科	本町 3-1-9	476-4100
25 水野胃腸クリニック 本町 3-8-19 420-6527 26 富士見通り診療所 本町 3-3-23 471-2291 27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661	23	あさひ皮フ科クリニック	本町 3-1-23	475-8855
26 富士見通り診療所 本町 3-3-23 471-2291 27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661	24	大塚小児科アレルギー科クリニック	本町 3-1-23	479-7300
27 あだち醫院 本町 3-11-15 420-5661	25	水野胃腸クリニック	本町 3-8-19	420-6527
	26	冨士見通り診療所	本町 3-3-23	471-2291
28 酒井眼科 本町 3-12-2 472-7002	27	あだち醫院	本町 3-11-15	420-5661
	28	酒井眼科	本町 3-12-2	472-7002

	 医療機関名	 所在地	電話番号
29	山口内科・呼吸器科クリニック	本町 3-12-2	472-2386
30	久留米ヶ丘病院	小山 5-7-3	471-0122
31	東久留米なごみ内科診療所	幸町 3-11-14	470-7530
32	おざき内科循環器科クリニック	幸町 4-2-1	477-0555
33	さいわい町診療所	幸町 5-7-1	470-7676
34	アルテミスウイメンス゛ホスヒ゜タル	中央町 1-1-20	472-6111
35	東久留米つぼい眼科	中央町 5-9-38	420-4100
36	前田病院	中央町 5-13-34	473-2133
37	鹿島医院	南沢 4-3-2	461-2967
38	東久留米おだやかメディカルクリニック	南沢 5-17-62	452-5801
39	清水眼科医院	南沢 5-17-62	497-5580
40	鈴木クリニック	南沢 5-18-50	460-8502
41	前沢医院	前沢 2-10-9	471-0154
42	すずのね内科・神経内科	前沢 4-7-11	474-1112
43	たきぐち内科クリニック	前沢 4-31-4	470-9118
44	島田整形外科	前沢 5-24-23	470-9511
45	尾町内科クリニック	南町 1-6-11	460-0531
46	さくらんぼキッズクリニック	南町 4-1-17	497-6200
47	滝山病院	滝山 4-1-18	473-3311
48	滝山クリニック	滝山 4-12-15	470-0155
49	ペルフェ滝山マタニティクリニック	滝山 5-3-6	477-3503
50	石垣整形外科	滝山 5-22-17	470-0620
51	黒目川診療所	滝山 5-27-16	420-7215
52	長生医院	滝山 7-3-17	473-1117
53	飯田医院	滝山 7-15-16	472-8181
54	胃腸科内科松本クリニック	下里 2-8-21	479-7171
55	東久留米眼科	下里 2-8-21	479-2171
56	耳鼻咽喉科なかむらクリニック	下里 2-8-21	476-4133
57	大波クリニック	下里 7-6-2	473-7355

2020/07/22

公的機関

機関名	所在地	電話番号
東久留米市役所 (災対本部)	本町 3-3-1	470-7777
東久留米消防署	幸町 3-4-34	471-0119
田無警察署	西東京市田無町 5-2-5	042-467-0110
多摩小平保健所	小平市花小金井 1-31-24	042-450-3111

参考情報

		-
機関名	情報内容	電話番号
東京都医療機関案内サービスひまわり	医療機関の情報	03-5272-0303
東京消防庁救急相談センター	これ緊急?救急車を呼ぶべきか相談	#7119 042-521-2323
医療安全支援センター患者の声相談窓口	医療に関する相談	042-450-3222
東京民間救急コールセンター	通院、入退院時の民間患者搬送事業者	0570-039-099

医療機関受診の説明記録票

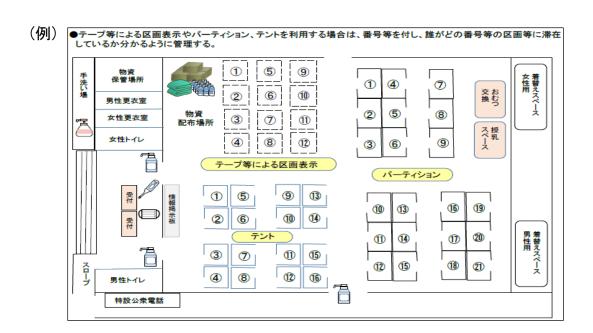
医療機関の受診は、避難所において感染症の集団感染の発生を防止する観点から他者への感染を予防するために医師の診察を受け、専門的見地からの判断及び指導を受ける必要性があるための説明をさせていただいているものです。医療機関の受診は、任意で受診するものであり承諾を強制するものではありません。

<i>☆1</i> + 4	红音 7	ベ西診っ	ナス ± の・	でありす	ひまた 出生	訓する	±. ので1	よありません	<u>/</u>	
									_	
		、	t 川連宮/	ベダツ /	がりの記	元明(栓)	道を記録	录しておくた	<i>= 8) ())</i>) (/) (* g
(説明》										
	承 詩	片								
	不承認	告								
(不)	承諾0)理由)								
発	熱等の	の症状が	が認めら	れ避難層	所運営ス:	タッフ	から、	新型コロナ	ウイル	ス感染
症等	の避難	誰所に	おける集	団感染剤	発生防止の	の観点	から医乳	療機関の受	診につい	ハて説
明を	受ける	ました。	が、							
	受診の	の必要性	生につい	て理解る	を得ました	たが、	辞退をし	ハたします <i>。</i>		
						•		んので、辞		します。
	他(- 10 1				_ , , ,	2 31 2 7	0 / C H1/	_ , , c)
	. – 、	甲山 仁	トリ 医	春 機閏 7	を受診いた	<i>t</i> - =	廿 6.			/
Ė		<u>ЕШ</u> V С (/永 // / / / / / / / / / / / / / / / / /	工文1007		C 70°			
	ご署	名欄								
n± ++/4/ \						. — . — . — .				
		(タッ)	フ処理欄							
避難所	名					避	<u> 難者カ-</u>	- ド受付No.		
対応日	時		年	月	日 ()	時	分頃~	時	分頃
不承諾	者	□傷病	者本人	□関	係者()	□他()
署名	者	□傷病	者本人	□関	係者()	□他()
署名欄	の未	記入理	曲	署名固辞	= □(t	b ()
			•							
/	+/									
備	考									

対応者名

③ 避難所内滞在区域番号の記録

避難所から新型コロナウイルス感染症などの感染者が発生した場合、濃厚接触者への連絡や保健所が行う感染経路の追跡調査などに対応できるようにするため、避難所内に滞在区域番号を割り振り、避難者カードに滞在区域番号を控えておく。



2 一定の間隔を置いて離す措置

一定の間隔を置いて離す措置の方法として、以下に示す方法が考えられる。 空間を確実に分けるという観点からは、(1)~(2)による方法が有効であり、努めて優先される。

(1) 学校施設の教室等

できるだけ動線が短くなるよう校舎1階の出入口に近い教室、トイレなど を活用して、発熱等の症状のある者や濃厚接触者を体育館から分ける。

各教室等の活用にあたっては、各施設との事前の調整結果に基づき指定された教室等を段階に応じて活用する。

≪段階に応じた対応≫

ŧ	江 文	階	i	内容	使用可能な教室等
第	1	段	踏	避難所開設初期の段階 ・発熱等症状ある者、要配慮者の収容を考慮	3 箇所程度
第	2	段	超	体育館のみでは避難者の収容が困難な場合	上記に加え 2 箇所程度追加
第	3	段	階	第2段階の対応では収容が困難な場合	状況に応じて追加
使用禁止箇所		所	避難所開設にあたり、学校が事前に使用禁止箇所	を指定しておく。	

各施設の教室等の指定状況等については、別途、資料参照

(2) 学童保育所

小学校に併設されている学童保育所を活用して、発熱等の症状のある者や 濃厚接触者を体育館から分ける。

各学童保育所の活用にあたっては、各施設との事前の調整結果に基づき指 定された範囲及び注意事項を確認して活用する。

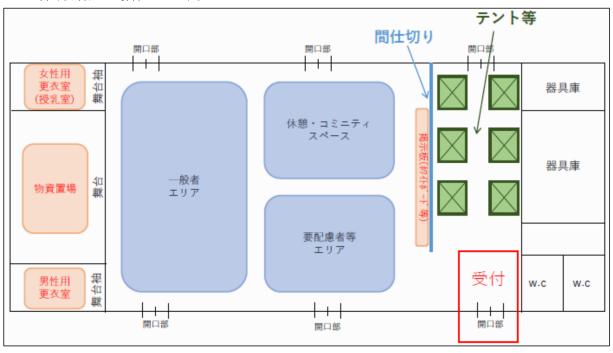
各施設の指定状況等については、別途、資料参照

(3) 体育館内

努めて上記(1)及び(2)の方法により措置を講ずるものとするが、これにし難い場合は、緊急的な措置として体育館内の方法による。

体育館内で何らかの間仕切りを行い、健常な避難者と発熱等症状のある避難者を分け、さらに、発熱等症状のある避難者は、テント等において空間を別にする。

体育館内の措置の一例



(別添え:参考資料)

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版) について(府政防第1262号令和2年6月10日内閣府政策統括官(防災担当)付参事官)

3 テントによる管理

- (1) 医師により避難所で生活ができると判断された発熱等症状のある避難者は、一時的にテントで管理を行う。
- (2) 避難は、世帯単位であることから、世帯ごとの管理を行うものとするが、数に限りがあることから、症状の重い者を優先とし対応する。

(配置テントの寸法 幅 2100 mm×奥行き 2100 mm×高さ 2200 mm 正方形)

(3) 使用したテント等の資器材及び当該者の動線区域に当たる場所は、噴霧器 や布巾等を活用して、消毒を実施する。なお、消毒実施者は、マスクやゴム 手袋、フェイスマスクを着用して感染防止策を講じたうえで実施する。



4 避難所閉設後の元の用途への復旧

本市では、避難所の開設期間を災害発生日から最大7日間までとしている。 感染者が発生した場合は、保健所及び対策本部、施設管理者と連携を図る。 消毒及び換気には、3日~1週間程度が必要であり、その後、元の用途へ復旧することになる。

(「消毒方法」、26 頁参照)

感染症対策を踏まえた避難の流れ (まとめ)



平素の備え

☆風水害避難のタイミング:自宅地域周囲の状況や気象情報、市が出す情報等に留意し、安全 に避難するために夜間や豪雨の中を避け、自主的に早めの避難を しましょう。



Phase 3-2:保健所が把握する新型コロナウイルス感染症等の 濃厚接触者と自宅療養者の対応

東京都多摩小平保健所が把握する新型コロナウイルス感染症等の濃厚接触者及 び自宅療養者が避難する場合の対応要領について、以下のとおり示す。

保健所の対応

保健所が示す、濃厚接触者及び自宅療養者に対する避難要領

① 原則、自宅避難とする。 やむを得ず避難する場合は、専用避難所もしくは一般避難所内の専用 スペースとする。(市によって異なる。)

カード)」を交付(郵送)

濃厚接触者

- ② 「濃厚接触者用避難所受付票(黄色 | ② 「自宅療養者用避難所受付票(赤色 カード)」を交付(郵送)

自宅療養者

- ・避難所の受付時に提出する。・避難所等の受付時に提出する。
- ③ 体調不良等、症状が悪化するような場合は、本人により下記宛に電話連絡さ せる。
 - ・【平日日中 9:00~17:00】 多摩小平保健所 042-450-3111
 - ・【平日夜間 17:00~翌 9:00 及び 土日祝日】 東京都発熱相談センター 03-5320-4592
 - ※ 災害があらかじめ予見される場合等について、必要に応じて自宅療養か ら医療機関への入院又はホテル療養に切替えができるよう、健康観察時等 に自宅療養者の意見を聞き、調整する。

2 市の対応

保健所の対応を受け、市の対応は以下によるものとする。

- (1) 東久留米市では、市が指定する避難場所において濃厚接触者及び自宅療養者の避難者を受け入れる。
- (2) 保健所が事前に交付(郵送)する文書(「災害時の対応について」及び「避難所受付票」)の中に、市が指定する避難場所を明記した「東久留米市からのお知らせ」を同封してもらい、濃厚接触者及び自宅療養者への周知、指導を依頼している。
- (3) 濃厚接触者及び自宅療養者は、原則、在宅避難としているが、避難所への避難を要する場合には防災防犯課へ電話連絡を行い避難する旨を知らせることとなっている。連絡を受けた防災防犯課員は水防本部等へ報告を行う。
- (4) 市は、受け入れる施設において適切に感染防止対策が図れるよう対応するとともに、必要に応じて東久留米市医師会と連携を図る。
- (5) 誤って一般の避難所に濃厚接触者及び自宅療養者が避難してきた場合は、水防本部等への報告を行うとともに、市が指定する避難場所を伝え、移動してもらう。
- (6) 避難者から体調不良、症状が悪化しているとの申告を受けた場合は、本人により指定の保健所連絡先へ電話連絡させるとともに、保健所の指示内容を本人から確認する。ただし、避難者の意識がない又はもうろうとしている、突然倒れた、呼吸が苦しそう、ふらふらとして歩けないなどの症状があった場合は、迷わずに 119 番通報して救急車を要請する。

3 避難者と避難先(まとめ)

1	避難所の避難者に 発熱等の症状がある場合	・医療救護所開設あり →生涯学習センターを受診、そのまま経過観察、避難 ・医療救護所開設なし →受診可能な医療機関を受診後、生涯学習センターに て経過観察、避難
2	東京都多摩小平保健所が 管理する濃厚接触者及び 自宅療養者	・原則、在宅避難であるが、避難所への避難を要する場合は、市が指定する避難場所にて避難
3	上記①、②以外の避難者 (在宅避難者、分散避難者)	・発熱等の症状がある場合は、受診可能な医療機関を受 診し、自宅等に戻り避難





別添え

府政防第 1262 号消防災第 114 号健感発 0610 第 1 号令和 2 年 6 月 10 日

都 道 府 県 名 保健所設置市 特 別 区

防災担当主管部(局)長 殿 衛生主管部(局)長

> 内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(避難生活担当) 消防 庁 国 民 保 護 · 防 災 部 防 災 課 長 厚 生 労 働 省 健 康 局 結 核 感 染 症 課 長 (公 印 省 略)

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版) について

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合の参考資料として、先般、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」(令和2年5月21日付け府政防第939号他)を発出したところです。

この通知においては、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の検討に資するよう、 避難所全体のレイアウトの例について示したところです。

この度、レイアウトの例について更に検討を進め、別添のとおりレイアウトの例を更新いたしましたので、平時の事前準備及び災害時の対応を行うに当たっての参考としていただくようお願いいたします。

なお、この資料は、前回同様、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や新たに得られた知見等 を踏まえ、更新されるものであることを申し添えます。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助 言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)付 赤司、長谷川、秋吉、山元 TEL 03-3501-5191(直通)

消防庁国民保護・防災部防災課 神田、舘野 TEL 03-5253-7525 (直通)

厚生労働省健康局結核感染症課 加藤、榊原 TEL 03-3595-2257(直通)

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)〈避難受付時〉

R2. 6. 10

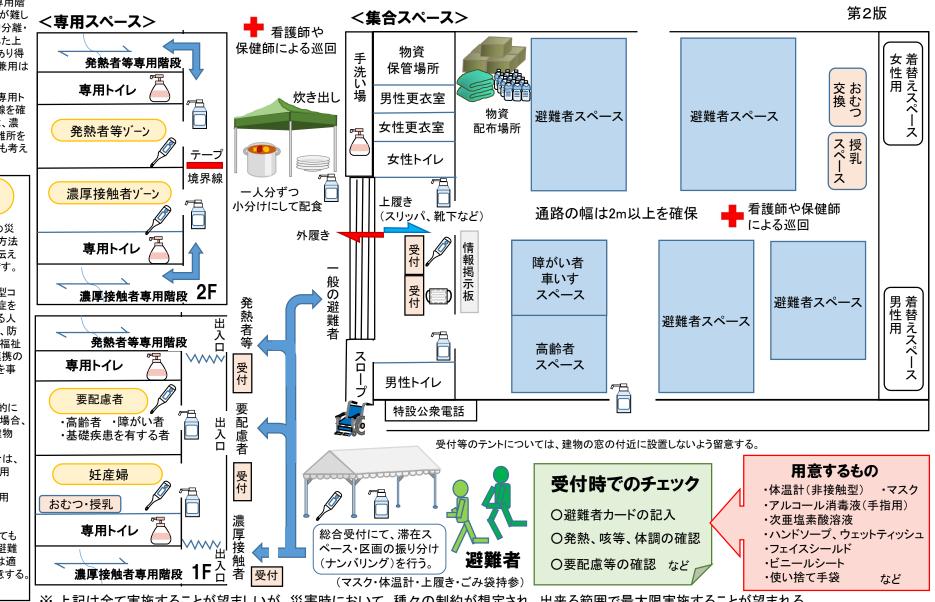
専用階段、専用トイレ の確保をする。(専用階 段について、確保が難し い場合は、時間的分離・ 消毒等の工夫をした上 で兼用することもあり得 る。健康な人との兼用は 不可。)

専用スペースと専用ト イレ、独立した動線を確 保できない場合は、濃 厚接触者専用避難所を 別途開設することも考え られます。

軽症者等 (一時的)

- 軽症者等は、予め災 害時の対応・避難方法 等を決め、本人に伝え ておくことが重要です。
- 軽症者等及び新型コ ロナウイルス感染症を 発症したと疑われる人 の対応については、防 災担当部局と保健福祉 部局等が十分に連携の 上で、適切な対応を事 前に検討する。
- 軽症者等が一時的に 避難所に滞在する場合。 - 敷地内の別の建物 とする。
- -同一建物の場合は、 動線を分け、専用 階段とスペース、 専用のトイレ、専用 風呂等が必要

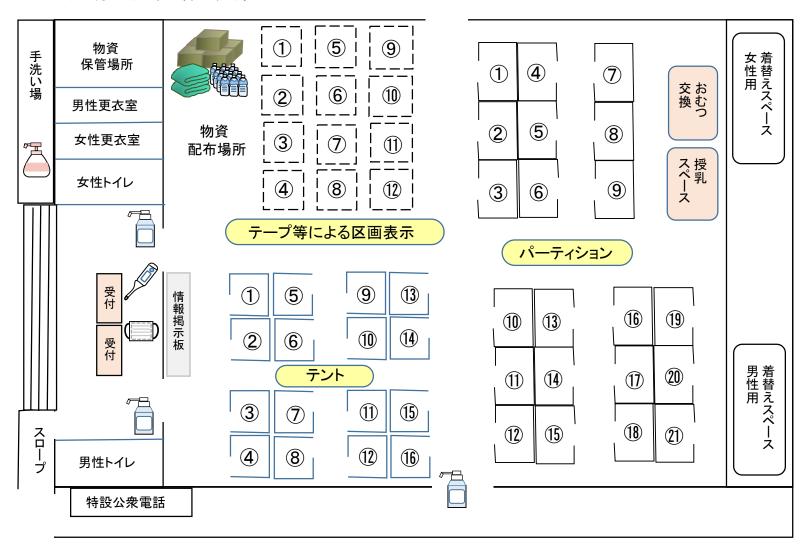
※軽症者等であっても 原則として一般の避難 所に滞在することは適 当でないことに留意する



※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)

●テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)〈避難受付以降〉

R2. 6. 10

専用階段、専用トイレ の確保する。

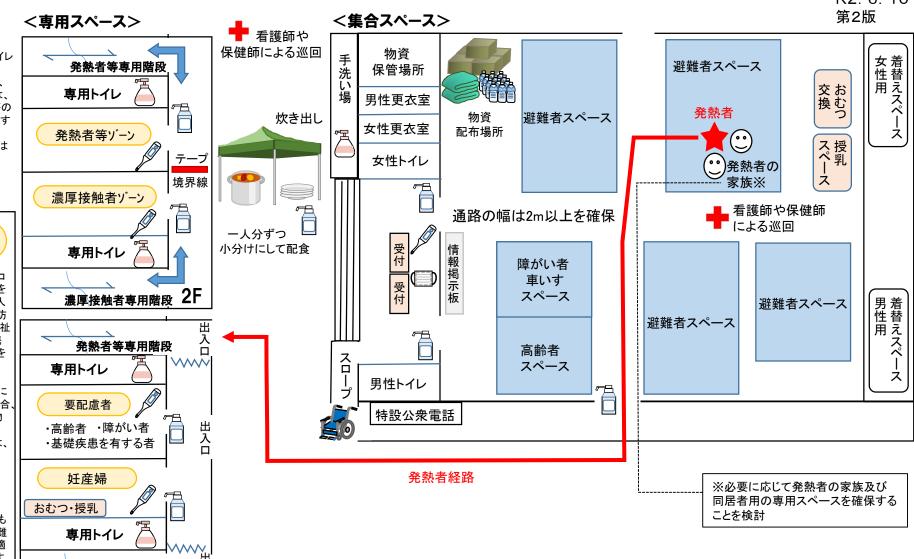
(専用階段について、 確保が難しい場合は、 時間的分離・消毒等の 工夫をした上で兼用す ることもあり得る。) (健康な人との兼用は 不可)

軽症者等 (一時的)

- 軽症者等及び新型コ ロナウイルス感染症を 発症したと疑われる人 の対応については、防 災担当部局と保健福祉 部局等が十分に連携 の上で、適切な対応を 事前に検討する。
- 軽症者等が一時的に 避難所に滞在する場合。
- 一敷地内の別の建物 とする。
- -同一建物の場合は、 動線を分け、専用 階段とスペース、 専用のトイレ、専用 風呂等が必要

※軽症者等であっても 原則として一般の避難 所に滞在することが適 当でないことに留意す

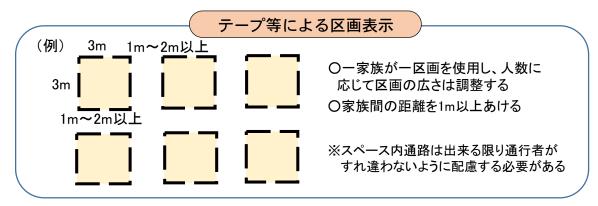
濃厚接触者専用階段



※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

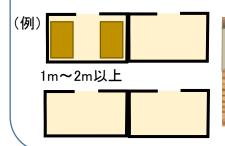
健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)

- ●体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。 感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- ●感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設ける ことが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。



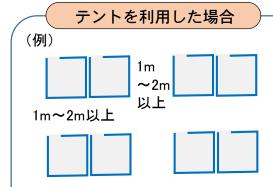
パーティションを利用した場合

○飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保 する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。









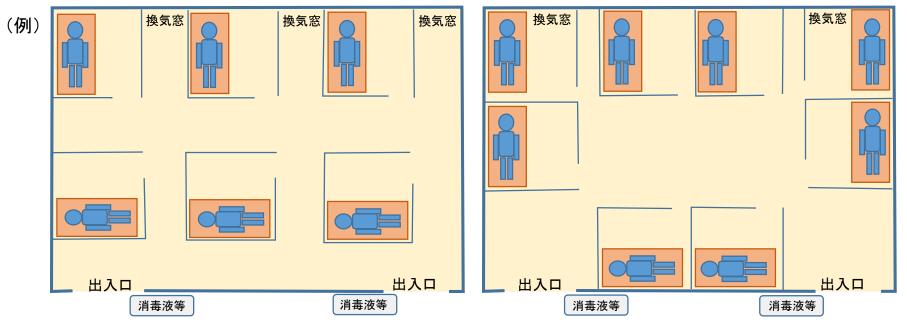
○テントを利用する場合は、飛沫感染を 防ぐために屋根がある方が望ましいが、 熱中症対策が必要な際には、取り外す。



- ※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
- ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人との距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

R2. 6. 10 第2版

- ●発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- ●発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室に する場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- ●濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。 ※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- ●人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



- ※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。
 - ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
 - ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、 防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて<u>特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。</u> (例:高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)
- ※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)〈避難受付時〉

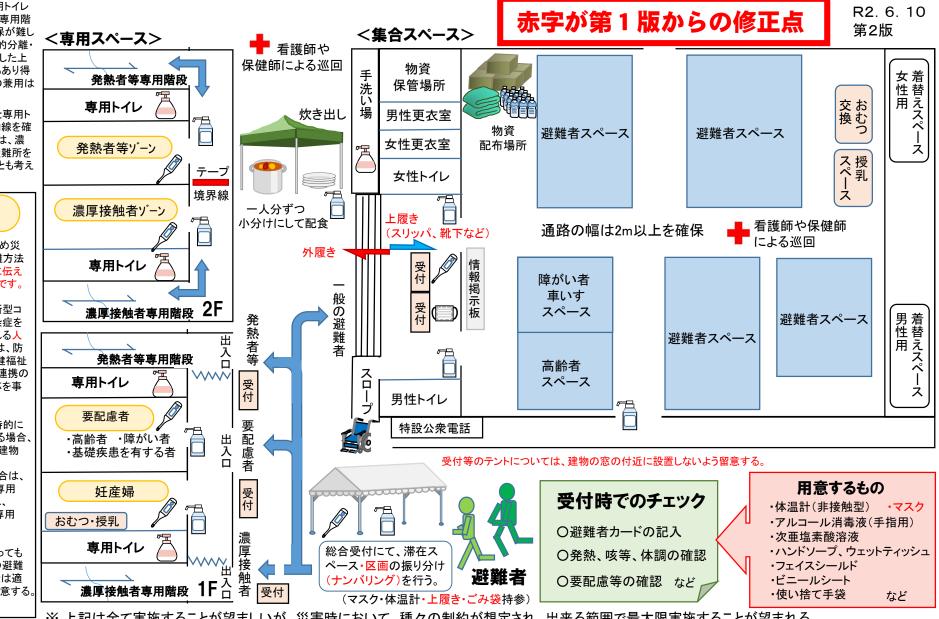
専用階段、専用トイレ の確保をする。(専用階 段について、確保が難し い場合は、時間的分離・ 消毒等の工夫をした上 で兼用することもあり得 る。健康な人との兼用は 不可。)

専用スペースと専用ト イレ、独立した動線を確 保できない場合は、濃 厚接触者専用避難所を 別途開設することも考え られます。

軽症者等 (一時的)

- ・軽症者等は、予め災 害時の対応・避難方法 等を決め、本人に伝え ておくことが重要です。
- 軽症者等及び新型コ ロナウイルス感染症を 発症したと疑われる人 の対応については、防 災担当部局と保健福祉 部局等が十分に連携の 上で、適切な対応を事 前に検討する。
- 軽症者等が一時的に 避難所に滞在する場合。 - 敷地内の別の建物 とする。
- 同一建物の場合は、 動線を分け、専用 階段とスペース、 専用のトイレ、専用 風呂等が必要

※軽症者等であっても 原則として一般の避難 所に滞在することは適 当でないことに留意する

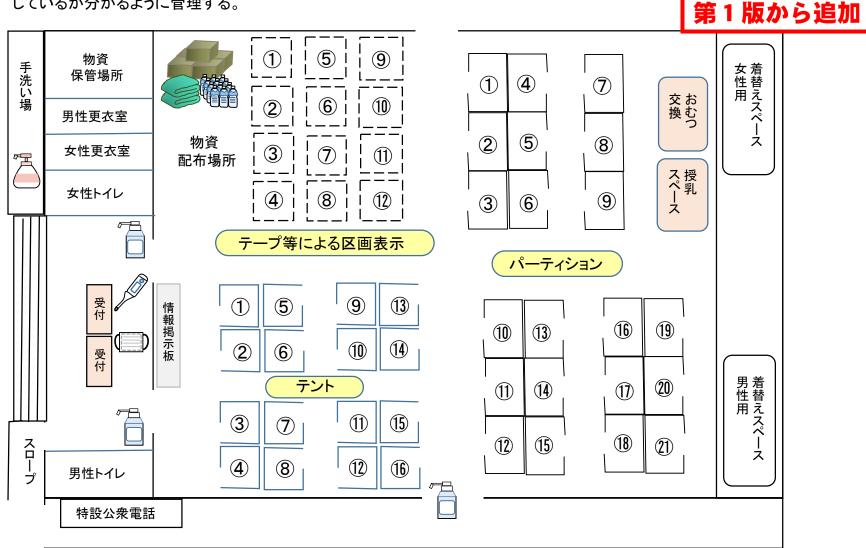


※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)

R2. 6. 10 第2版

●テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)〈避難受付以降〉

R2. 6. 10

専用階段、専用トイレ の確保する。

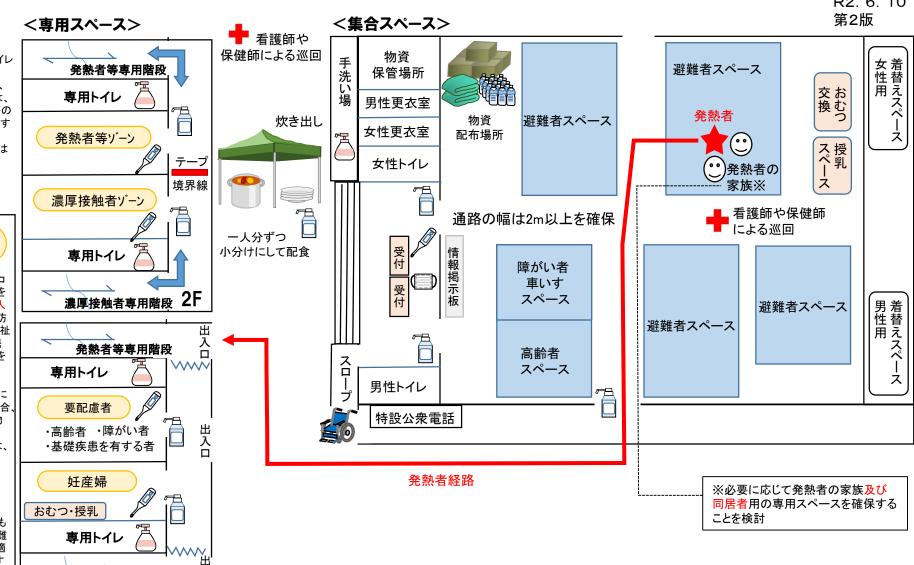
(専用階段について、 確保が難しい場合は、 時間的分離・消毒等の 工夫をした上で兼用す ることもあり得る。) (健康な人との兼用は 不可)

軽症者等 (一時的)

- 軽症者等及び新型コ ロナウイルス感染症を 発症したと疑われる人 の対応については、防 災担当部局と保健福祉 部局等が十分に連携 の上で、適切な対応を 事前に検討する。
- ・軽症者等が一時的に 避難所に滞在する場合。
- 一敷地内の別の建物 とする。
- -同一建物の場合は、 動線を分け、専用 階段とスペース、 専用のトイレ、専用 風呂等が必要

※軽症者等であっても 原則として一般の避難 所に滞在することが適 当でないことに留意す

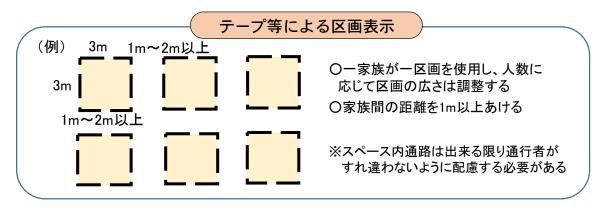
濃厚接触者専用階段



※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

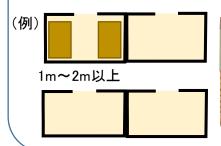
健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)

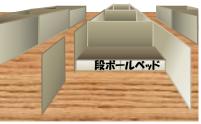
- ●体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。 感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- ●感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設ける ことが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。



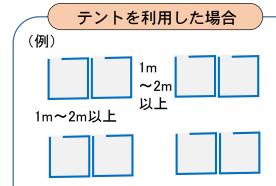
パーティションを利用した場合

○飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保 する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。









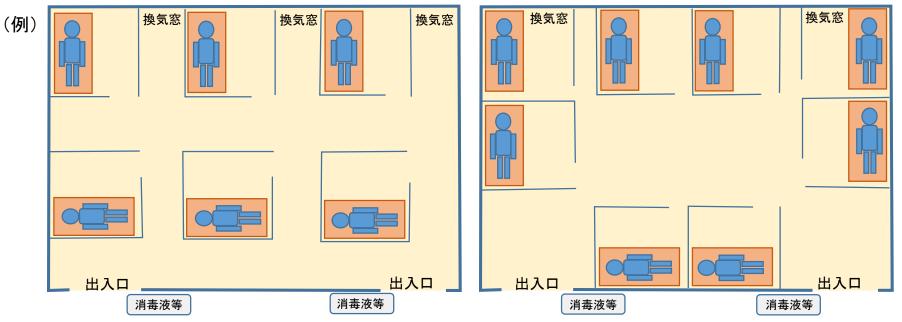
○テントを利用する場合は、飛沫感染を 防ぐために屋根がある方が望ましいが、 熱中症対策が必要な際には、取り外す。



- ※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
- ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人との距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

R2. 6. 10 第2版

- ●発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- ●発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室に する場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- ●濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。 ※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- ●人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



- ※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。
 - ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
 - ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、 防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて<u>特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。</u> (例:高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)
- ※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。